

石巻専修大学 点検・評価報告書

2020（令和 2）石巻専修大学

認証評価（大学評価）資料

2020（令和 2）年 3 月 石巻専修大学

目次

はじめに	1
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	16
第4章 教育課程・学習成果	20
第5章 学生の受け入れ	32
第6章 教員・教員組織	37
第7章 学生支援	44
第8章 教育研究等環境	51
第9章 社会連携・社会貢献	59
第10章 大学運営・財務	
1節 大学運営	64
2節 財務	71
おわりに	75

はじめに

1 自己点検・評価活動の概略

石巻専修大学では、学則第2条、大学院学則第2条及び石巻専修大学自己点検・評価に関する規程に基づき、設置基準・建学の精神・理念・目的及び教育目標と各種の方針に照らし、「自己点検・評価全学委員会」及び「自己点検・評価運営委員会」が中心となって、年度ごとに自己点検・評価活動を推進してきた。2014（平成26）年度以降は、PDCA サイクル方式を導入し、点検・評価の内容及び質を改善してきた。

2017（平成29）年度には「石巻専修大学における内部質保証の方針」を定め、「自己点検・評価全学委員会」を廃止し、「学部長会・大学院委員会合同委員会」（以下「合同委員会」という）を内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として新たに位置づけた。また、これに伴い、「自己点検・評価運営委員会」を合同委員会の方針の下、学内に設置されている「個別機関委員会」（以下「個別機関」という）及び教員の自己点検・評価活動を指示して取りまとめる運営組織に改編した。この改編を踏まえ、2018（平成30）年度に「石巻専修大学自己点検・評価実施要項」を新たに作成して、具体的な点検・評価手順を学内に明示した。その後、自己点検・評価活動の体制、内部質保証に関する取り組み、全学的な自己点検・評価活動の整備をすることを目的として、2019（平成31）年4月に、「石巻専修大学自己点検・評価に関する規程」を改正した。

これらの方針、規程及び要項により、「大学自己点検・評価」は、「個別機関自己点検・評価」及び「教員活動自己点検・評価」を基本として、次のとおり実施している。

- ①個別機関（学部・学科、研究科、各種委員会、事務等）は、年度毎の Plan（計画）、Do（実践）、Check（点検・評価）、Action（改善）に沿って、「個別機関自己点検・評価報告書」を作成する。
- ②全教員は、年度毎の「教員活動報告書」を作成する。
- ③自己点検・評価運営委員会は、「個別機関自己点検・評価報告書」を「自己点検・評価報告書（個別機関編）」に、「教員活動報告書」を「自己点検・評価報告書（教員活動編）」にそれぞれ取りまとめる。
- ④合同委員会は、これらの「自己点検・評価報告書」に基づき、全学的視点での自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価報告書（集約版）」を作成する。
- ⑤外部評価委員会は、「自己点検・評価報告書（集約版）」を点検・評価し、「外部評価委員会報告書」を作成し、学長に提出する。
- ⑥合同委員会は、「自己点検・評価報告書（集約版）」及び「外部評価委員会報告書」から次年度以降に向けた課題を選定し、個別機関・教員へ改善を促す。

2 前回の認証評価結果以降の改善措置

2013（平成25）年度の認証評価では7項目の努力課題があり、本学はこれに対して速やかに取り組む、2017（平成29）年に大学基準協会へ改善報告書を提出した。2018（平成30）年に検討結果の通知として、本学が大学評価結果における提言を受けて改善に取り組んでいることが評価された。

上記の経過を踏まえ、本報告書は、2013（平成25）年から2020（令和2）年3月における自己点検・評価に係わる学内外の諸活動について、46項目の「点検・評価項目」を10章の構成にて取りまとめている。

第1章 理念・目的

1 現状説明

点検・評価項目 01

「大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。」

No.	評価の視点
1	大学の理念・目的を適切に設定しているか。
2	学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に設定しているか。
3	大学の理念・目的と学部・研究科の目的は、連関しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)理念・目的の設定

本学は、建学の精神を「社会に対する報恩奉仕」として平成元年4月に開学し、理念は平成12年に建学の精神を現代的に捉え直した21世紀ビジョン「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」としている。大学の目的は、学則第1条に「諸科学の研究をとおして、地域及び国際社会の発展に寄与するとともに、高度な専門知識と豊かな教養を身につけた有為な人材を育成すること」と定め、大学院の目的は、大学院学則第1条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その精深を究めて、地域並びに国際社会の発展に寄与すること」と定めている（根拠資料：1-1 [Web]、1-2、1-3、1-4 [Web]）。

(2)人材育成その他の教育研究上の目的の設定

人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学部では学則第3条の2に定め、研究科では大学院学則第6条2に定めている。また、令和元年度に学部では、「学部・学科の教育研究上の目的」と「養成する人材像」をより明確にし、学位プログラムの再構築を行った（根拠資料：1-2、1-3、1-5 [Web]）。

【表1. 学部における「教育研究上の目的」及び「養成する人材像」（令和2年度以降）】

理工 学部	〔教育研究上の目的〕 基礎科学から応用技術に至る総合的、体系的な教育研究を行い、幅広い教養と専門知識を習得し、人間社会が必要とする多様な情報を科学的に収集・発信できる能力を備え、さまざまな科学技術の課題解決に主体的かつ創造的に貢献できる能力を育てることを教育上の目的とする。
	〔養成する人材像〕 基礎科学から応用技術に関する教育研究を通して、知識の有効活用と倫理観に沿って総合的判断ができる人材の育成を目的とし、自然科学分野と工学分野の知識の習得と、演習や実習、実験を重視した実践的な学習による汎用的技能の習得を基礎に、社会の多様な局面で主体的に活躍できる幅広い視野と柔軟でバランスのとれた思考を展開できる能力を修得させる。

経営学部	〔教育研究上の目的〕 組織として教育研究対象とする中心的な学問分野を「経営学分野」とし、「幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性や社会性と高い職業観、生涯にわたり自発的な学習を継続するための能力を養うとともに、経営学分野に関する基礎的な知識の習得のもとに、組織経営における高度なマネジメント、マーケティング、会計、情報、経済などの知識や技能を経営実践の場面に活用できる創造的な能力を育てる」ことを教育上の目的とする。
	〔養成する人材像〕 経営学分野に関する教育研究を通して、「経済社会の一員として求められる汎用的技能と態度や志向性及び人間の文化や社会と自然に関する知識の習得とともに、事業体の運営や管理に関する知識の習得に加えて、それぞれの経営資源を有効に活用する方法を高度に理解し、複眼的視点からビジネスマネジメントの専門的知識を経営戦略の策定や実現のために活用することができる能力を有した人材」を養成する。
人間学部	〔教育研究上の目的〕 人間が創り出した文化と人間の原点である教育を柱とする人間の理解に関する教育研究を通じて、人間存在や人間特性と多様な価値観の理解のもとに、人間支援や地域支援の観点から共生社会を支える人材を広く社会に輩出することで、地域社会の発展と向上に貢献することを目的とする。
	〔養成する人材像〕 人間支援や地域支援の観点から共生社会を支える人材の育成を目的とし、人間が創り出した文化と人間の原点である教育を柱とする人間の理解に関する知識を身につけた上で、地域社会の発展と向上に貢献するために必要な基本的能力を習得させる

〔表 2. 研究科における「教育研究上の目的」〕

理工学研究科	〔教育研究上の目的〕 理学及び工学並びにそれらが融合した科学技術分野に対する広い視野と深い知識に基づいて、社会的課題の解決に貢献し得る能力を備え、高度の専門知識及び適応力を有する技術者、創造性豊かな優れた研究能力を有する研究者などを養成することを目的とする。
経営学研究科	〔教育研究上の目的〕 経営学、会計学及び情報学に関する基礎理論の上に、学際的かつ先端的教育研究を通して、社会的課題の解決に貢献し得る能力を有する地域指導者、高度の専門知識及び実践能力を有する専門的職業人、創造性豊かな優れた研究能力及び教育能力を有する研究教育者などを養成することを目的とする。

(3)教育に関する 3 つの方針の設定

教育に関する 3 つの方針（3 ポリシー）は、本学の建学の精神・理念・目的及び教育目標の下、学部では学則第 3 条の 2、研究科では大学院学則第 6 条の 2 で定めている目的と連関させ、設定している（根拠資料：1-2、1-3）。

平成 27 年度に、建学の精神・理念・目的を実現するための教育目標を「社会の諸問題に、自分の役割を自覚して取り組むために、生涯にわたって学び続けることができる人を実践的な教育によって育成すること」と設定した。教育目標の設定に合わせ、学部では教育に関する 3 つの方針となる「卒業認定・

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」（以下「DP」という）、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」（以下「CP」という）及び「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」（以下「AP」という）の構成を、以下で述べる6つの要素に区分し、養成する人材像を明確にして教育研究の推進を目指してきた（根拠資料：1-6）。なお、令和元年に、学修成果の可視化に向け、新たにDP、CP、APを再設定し、令和2年度から施行することにした（根拠資料：1-5 [Web]）。

(4)大学の理念・目的と学部・研究科の目的は、関連しているか。

建学の精神である「社会に対する報恩奉仕」、21世紀ビジョン「社会知性の開発」の理念を実現させるために、「人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的」を学部では学則第3条の2に、研究科では大学院学則第6条2に定め、理念・目的と相互に関連させている。また、平成27年度に、地域社会との共生や産業界からの要請を踏まえて教育研究の推進を図るため、学部の目的に沿った養成する人材像を設定し、[①知識・理解、②技能・表現、③思考・判断、④関心・意欲、⑤態度・志向性、⑥健康・体力]の構成から、「DP」・「CP」・「AP」を見直した（根拠資料：1-6）。

さらに、令和元年度には、学修成果の可視化に向けて「DP」・「CP」・「AP」について、全学で検証を行った。この際には、本学の建学の精神・理念・目的、地域や社会が求める人材に必要な力と学士力を[①知識・理解、②汎用的技能、③態度・志向性、④統合的な学習経験と創造的思考力]の4つの区分の構成から捉えた。「学部・学科の教育研究上の目的」と「養成する人材像」を相互に関連させ、DPを根本に据え、それを達成するためのCP、その教育に順応するためのAPという位置付けによる学位プログラムとして再構築し、令和2年度から施行することとした（根拠資料：1-5 [Web]）。

【表3. 大学DPの構成】

	石巻専修大学 DP	対応する学士力
①	幅広い教養と専門的知識	知識・理解
②	情報収集力と情報発信力および専門的能力	汎用的技能
③	主体的な行動力と社会諸課題解決への姿勢	態度・志向性
④	創造的思考力と研究遂行能力	総合的な学習経験と創造的思考力

点検・評価項目 02

「大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。」

No.	評価の視点
1	大学の理念・目的を学則（規則等）に適切に明示し、学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を学則に適切に明示しているか。
2	教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知及び公表しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)大学の理念・目的の学則（規則等）への明示及び周知・公表

大学の建学の精神・理念は、本学ホームページにて明示、公開している（根拠資料：1-4 [Web]）。また、学則第1条に大学の目的と大学院学則第1条に大学院の目的は定め、ホームページ上で公開している（根拠資料：1-7 [Web]）。なお、本学設立の趣旨等は、入学式や学位記授与式で学生や教職員に説明し、さらに4月のオリエンテーションガイダンス期間中に、1年生を対象とした「大学の理念・目的についての講話」の時間を設けている。

(2)各部局における人材育成その他の教育研究上の目的の設定・明示及び周知・公表

3学部2研究科の目的は、それぞれ学則第3条の2及び大学院学則第1条の2に明示している。また、令和2年度から7学科の人材育成その他の教育研究上の目的についても、学修成果の可視化の準備を進めるために改めて学則上に規定した。なお、学部・学科、研究科の人材育成その他の教育研究上の目的については、「教育研究上の目的」としてホームページ上で公開している（根拠資料：1-5 [Web]、1-8 [Web]）。

点検・評価項目 03

「大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。」

No.	評価の視点
1	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の策定

平成28年7月、「将来構想策定のためのワーキンググループ」を学長の下に設置した。このワーキンググループでは、本学の持続的な発展のために必要な大学改革に関して協議し、平成29年2月に答申をまとめた。この答申を受理した後、平成29年7月、大学改革を支援する「IR推進委員会」を学長の管轄の下に、設置した。そして、平成30年2月、各学部長から「各学科の将来構想」が学長に提出された。平成30年度にはこれらの将来構想を踏まえ、学科改組を含む各学部の教育課程再編計画について、具体的な検討を開始した。検討の結果、令和元年6月に「石巻専修大学経営学部新学科設置準備委員会」を設置、令和元年11月に「石巻専修大学理工学部学科改組にかかわる設置検討委員会」を設置した。また、人間学部においても教育課程再編計画を取りまとめることとしている。研究科では、理工学研究科博士後期課程の専攻構成との整合性を高めるため、令和2年度より理工学研究科修士課程機械システム専攻の学生募集を停止した。また、東日本大震災以来の入学定員の実績を踏まえ、大学院の入学定員を減らすこととした。以上の教育課程再編計画を進めていく上で指針となる、石巻専修大学「中長期ビジョン」を令和元年に策定した。この中長期ビジョンは大学DPとの関係性に留意し、以下の3項目としている。

中長期ビジョン（第1期：2020～2024年度）

- 1 社会の諸課題解決に活用できる知識・技能を修得した人材を育成する
- 2 教育研究活動を充実させる
- 3 学習の質を向上させる環境を整備する

今後の自己点検・評価活動において、これらの3項目について各部局でより具体化した下位項目を設定し、中長期ビジョンの各項目の達成状況を評価しながら、改善に向けた取り組みを進める。なお、令和2年度入学生の在学期間と卒業後の本学教育環境の状況をモニタリングするため、第1期を2020年度から2024年度までの5か年とし、改善後の第2期5か年と併せて、今後10年を見据えた中長期ビジョンと位置付けている（根拠資料：1-9 [Web]）。

2 長所・特色

- ①IR 推進委員会の設置によって、学生の満足度や卒業時の修学状況等の学内情報、大学を取り巻く政策的な学外情報の分析活動が円滑になった。
- ②学部の将来構想に沿って、経営学部には新学科設置、理工学部では学科改組に向けた具体的な準備を進めている。
- ③教育課程再編計画を進めていく上で指針となる、今後 10 年を見据えた「中長期ビジョン（第 1 期：2020～2024 年度）」を策定した。

3 問題点

特になし。

4 全体のまとめ

- ①大学の建学の精神・理念・目的、人材育成と教育研究上の目的を、相互に関連性をもって定め、学生への周知及び学内外への公表も適切に行っている。
- ②学長の下に将来構想策定のためのワーキンググループを設置し、本学の持続的な発展のために必要な大学改革に関して審議し、平成 29 年 2 月に答申をまとめた。この答申を受け、IR 推進委員会を設置した。平成 30 年 2 月に各学科の将来構想が学部長から学長に提出され、令和元年 6 月には石巻専修大学経営学部新学科設置準備委員会を設置した。理工学部では令和元年 11 月に理工学部学科改組にかかわる設置検討委員会を設置した。
- ③教育課程再編を含む大学改革を進めていく上で指針となる、今後 10 年を見据えた中長期ビジョンを令和元年度に策定した。今後、改革や目標を円滑に達成するために、具体的な行動目標を設定し、一步一步実績を積み重ねていきたい。

第2章 内部質保証

1 現状説明

点検・評価項目 04

「内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。」

No.	評価の視点
1	内部質保証に関する大学の基本的な考え方を明示しているか。
2	内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担を明示しているか。
3	教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）を明示しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)合同委員会の設置

本学では、石巻専修大学学部長会・大学院委員会合同委員会規程第2条に、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として合同委員会を設置することを定めている（根拠資料：2-1）。

(2)内部質保証の方針の明示

本学では、建学の精神・理念・目的を実現するために、「石巻専修大学における内部質保証の方針」を次のように明示している（根拠資料：2-1、2-2 [Web]、2-3、2-4）。

1 内部質保証の基本的考え方

理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けた本学の教育研究の質の保証と学生の学習成果の向上を図るため、PDCAサイクルを適切に機能させ、内部質保証システムの維持・向上を図る。また、定期的に自己点検・評価を行い、評価結果の改革・改善に恒常的・継続的に取り組み、これらの評価結果と取り組みを社会に公表する。

2 内部質保証の体制

(1)学部長会・大学院委員会合同委員会

本学の内部質保証に責任を負い、推進する組織は、「学部長会・大学院委員会合同委員会」とする。合同委員会では、本学における教育研究活動等に関する課題や改善点等を審議し、全学的な方針や改善策等を決定する。さらに、大学の長期・短期計画及び各個別機関の活動計画・取り組みに適切に反映させることによって、本学の教育研究活動等の改善・向上を推進する。

(2)自己点検・評価運営委員会

「自己点検・評価運営委員会」は、「合同委員会」の活動方針の下、各個別機関の教育研究活動等の自己点検・評価を運営・推進・統括し、毎年度の「自己点検・評価報告書（個別機関編）」の取りまとめを行い、「合同委員会」に提出する。

(3)IR推進委員会

「IR推進委員会」は、学長の下で点検・評価に必要な情報の収集・分析を行い、客観的で合理的なエビデンスを提供し、「合同委員会」の自己点検・評価活動を支援する。

3 第三者による検証

内部質保証の妥当性を客観的に検証するため、「外部評価委員会」による毎年度の評価及び「認証評価機関（大学基準協会）」による7年毎の認証評価を受審する。これらの評価結果及び指摘事項等に対しては、「合同委員会」で迅速かつ適切に対処し、各個別機関へ改善の方針等を指示し、全学的な教育研究活動等の改善・向上に結びつける。

4 自己点検・評価の実施及び報告書の作成

(1)自己点検・評価報告書（個別機関編）

各個別機関は、「合同委員会」からの方針や指示に従い、かつ、「石巻専修大学自己点検・評価に関する規程」に定められた点検・評価活動に基づき、PDCAサイクルを機能させ、毎年度自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成し「自己点検・評価運営委員会」に提出する。「自己点検・評価運営委員会」はこれらを毎年度の「自己点検・評価報告書（個別機関編）」に取りまとめ、「合同委員会」に提出する。

(2)自己点検・評価報告書（集約版）

「合同委員会」は毎年度の「自己点検・評価報告書（個別機関編）」を基に、PDCAサイクルを機能させ、全学的視点で自己点検・評価を実施し、毎年度の「自己点検・評価報告書（集約版）」を作成する。「自己点検・評価報告書（集約版）」は、毎年度の「外部評価委員会」に提出し、評価を受ける。

5 報告書の公表

毎年度の「自己点検・評価報告書（集約版）」及び「外部評価委員会報告書」は、本学ホームページを通じて学内外に公表する。

6 教職員個人の自己点検・評価、改革・改善

組織的なFD・SDを通じて、内部質保証の意識の全学への浸透を図り、それぞれが教育研究活動等の質の保証・向上の担い手であることの自覚を促す。教員は、毎年度の「教員活動報告書」を「自己点検・評価運営委員会」に提出し、恒常的・継続的に自己点検・評価を行う。「自己点検・評価運営委員会」は、「教員活動報告書」を毎年度の「自己点検・評価報告書（教員活動編）」として取りまとめ、学内外に公開する。

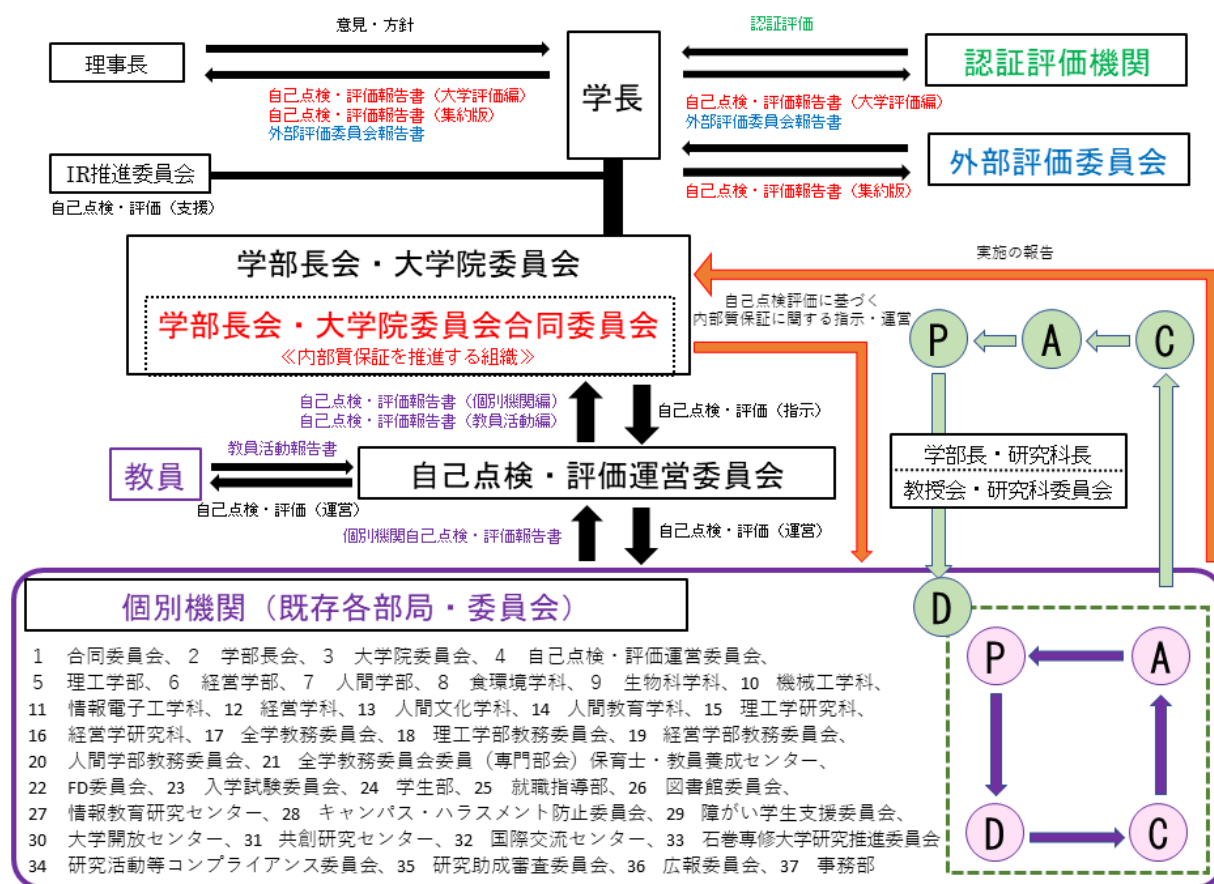
(3)内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割

本学では、内部質保証における合同委員会の権限と役割は、石巻専修大学学部長会・大学院委員会合同委員会規程第3条に定め、「石巻専修大学における内部質保証の体制」（図1）に示している（根拠資料：2-4）。

(4)内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担の明示

内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担の概要は、図1の内部質保証体制に明示した。

〔図1. 内部質保証の体制〕



(5)内部質保証に向けたPDCA サイクルの運用プロセスの明示

石巻専修大学における内部質保証の方針及び石巻専修大学における内部質保証の体制に基づくPDCAサイクルの運用プロセスは、「自己点検・評価実施要領」及び「石巻専修大学自己点検・評価システム（概念図）」を作成して教職員に明示している（根拠資料：2-5、2-6）。

点検・評価項目 05

「内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。」

No.	評価の視点
1	内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を整備しているか。
2	内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成を設定し、明示しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)内部質保証を推進する組織の整備

本学では、石巻専修大学学部長会・大学院委員会合同委員会規程、石巻専修大学における内部質保証の方針及び石巻専修大学における内部質保証の体制により、合同委員会を内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織としている（根拠資料：2-1）。

(2)合同委員会のメンバー構成

合同委員会の構成委員は、石巻専修大学学部長会・大学院委員会合同委員会規程第4条に定め、学長、各学部長、各研究科長、各研究科委員会から選出された研究科委員、全学教務委員長、自己点検・評価運営委員長、事務部長、必要に応じて学長が指名する者とし、本委員会が必要と認めるときは、教職員の出席を求め、意見を聴くことができる体制としている（根拠資料：2-1）。

点検・評価項目 06

「方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。」

No.	評価の視点
1	学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を設定しているか。
2	内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みは、有効に機能しているか。
3	学部・研究科その他組織において、定期的な点検・評価を行っているか。
4	学部・研究科その他組織において、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。
5	行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対し、適切な対応をとっているか。
6	点検・評価における客観性、妥当性は確保されているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための基本方針

本学では、合同委員会の下で恒常的な教育改善を実施するために「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」（以下「ASP」という）を定めている（根拠資料：表4、2-7 [Web]）。

【表4：学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）】

階層	卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)	教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)	入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)
全学全体	①学位授与数 ②就職・進学率	⑥学生生活に関するアンケート ⑦退学・休学率	⑬各種入学試験 ⑭新入生アンケート
教育課程	③卒業時アンケート ④卒業率・進級率	⑧GPA ⑨単位修得状況 ⑩授業評価アンケート(学修行動)	⑮フレッシュマンセミナー
科目	⑤科目の単位修得状況	⑪授業評価アンケート ⑫成績評価	⑯入学前教育 ⑰共通基礎学力テスト

本学では、建学の精神「社会に対する報恩奉仕」、大学の理念「社会知性の開発」、大学の目的、教育目標を踏まえ、本学の教育成果を可視化し、恒常的な教育改善を実施することを目的に、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に則した評価指標を設け、学生の学修成果を測定・評価する。

【大学全体】：学生の志望進路に対する就職率、大学に関するアンケート等から、大学全体（機関）レベルでの学修

成果達成状況を測る。

【教育課程】：単位修得状況、GPA、資格・免許の取得状況等から、教育課程（学部・学科）レベルでの学修成果達成状況を測る。

【科目】：シラバスに定められた成績評価に基づく評価、授業アンケート等から、科目（授業・演習・実験等）レベルでの学修成果達成状況を測る。

(2)合同委員会主導による PDCA サイクルの運用

合同委員会では、石巻専修大学における内部質保証の体制により、PDCA サイクルの運用によって大学全体の点検・評価を行っている。

(3)学部・研究科その他組織における、定期的な点検・評価

学部・研究科その他組織の個別機関は、石巻専修大学自己点検・評価に関する規程第5条による「自己点検・評価実施要領」に基づき、「個別機関自己点検・評価報告書」を作成して、定期的な点検・評価を行っている（根拠資料：2-5）。

(4)学部・研究科その他組織における、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み

合同委員会は、石巻専修大学自己点検・評価に関する規程の定めにより、年度ごとに全学的な視点での自己点検・評価を実施するため、自己点検・評価運営委員会の調整の下で個別機関から提出された報告書を当該年度の「自己点検・評価報告書（個別機関編）」にまとめ、これに基づき「自己点検・評価報告書（集約版）」を作成している。その後、年1回の外部評価委員会を開催し「自己点検・評価報告書（集約版）」に対する第三者による点検・評価を受けている。

これらの点検・評価結果に基づき、合同委員会は改善・向上に関する事項を抽出・審議し、「石巻専修大学における内部質保証の体制」に従って、関連部署に指示を出し、改善・向上への取り組みを行っている（根拠資料：2-8、2-9 [Web]）。

(5)認証評価機関及び第三者機関からの指摘事項への対応

認証評価の結果、履行状況、外部評価委員会からの指摘事項等については、合同委員会で対策を協議し、改善に努めている（根拠資料：2-10 [Web]、2-11 [Web]、2-12 [Web]）。

(6)点検・評価の客観性・妥当性の確保

①外部評価委員会

本学では、石巻専修大学自己点検・評価に関する規程第19条により外部評価委員会を設置し、自己点検・評価活動の客観性・妥当性の確保に努めている。

委員会は、教育機関の教職員、経済界の関係者、本学の所在する地域の関係者、本学に在職した経験を有する者、本学の学部を卒業した者から構成され、それぞれの立場から本学の教育研究活動等を点検・評価している（根拠資料：2-3、2-10 [Web]、2-13）。

②自己点検・評価報告書の公表

「自己点検・評価報告書（個別機関編）」に基づく「自己点検・評価報告書（集約版）」、「外部評価委員会報告書」及び「自己点検・評価報告書（教員活動編）」は、客観性・妥当性を確保するため、平成30年度からホームページ上で学外にも公開している（根拠資料：2-10 [Web]）。

③地域社会への説明

石巻圏域（石巻市・東松島市・女川町）における教育文化の振興・発展及び政策への寄与を図ることを目的に設立（昭和 61 年 3 月～）された「公益財団法人石巻地域高等教育事業団」が主催する「石巻専修大学と圏域首長・議長懇談会」及び「石巻専修大学と圏域高等学校との懇談会」で、本学の教育研究活動の状況について説明するとともに、地域社会からの意見を聴取している。

点検・評価項目 07

「教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。」

No.	評価の視点
1	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表しているか。
2	公表する情報は、正確かつ信頼できるものであるか。
3	公表する情報は、適切な頻度で更新しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)教育研究活動の公表

本学の教育研究活動状況は、ホームページ上での情報公開として公表し、その点検・評価活動の状況は「自己点検・評価報告書（集約版）」及び「外部評価委員会報告書」で公開している。また、年度毎の教員の教育研究活動は「自己点検・評価報告書（教員活動編）」にまとめ、教員の研究業績は「石巻専修大学研究者情報データ・ベース」で公表している（根拠資料：2-14 [Web]、2-15 [Web]、2-16 [Web]）。

(2)個別機関の自己点検・評価結果の公表

各個別機関の自己点検・評価結果は、当該年度末に執筆依頼をし、次年度当初までに提出を義務づけている。提出された報告書については、自己点検・評価運営委員会による査読と取りまとめを経て、「石巻専修大学自己点検・評価報告書（個別機関編）」として学長に提出し合同委員会了承の後、学内に公表している。さらに、「石巻専修大学自己点検・評価報告書（個別機関編）」を基に、「石巻専修大学自己点検・評価報告書（集約版）」を作成し公表している（根拠資料：2-10 [Web]）。

(3)財務状況の公表

予算・決算、監査報告書等の財務状況は、事務部でニュース専修（5月号）及び本学ホームページにおいて、適宜公表している。また、7月に教職員を対象に財政状況説明会を開催している。これらの財務情報は、学校法人専修大学の予算の編成及び執行手続き（専修大学経理部での査定・検証、常勤役員会・理事会・評議員会での承認）に従っており、また、監査室・常勤監事・公認会計士により監査を受けたものであり、正確性・信頼性は保証されている（根拠資料：2-17 [Web]）。

(4)その他の諸活動状況の公表

大学情報の学外への発信については、社会貢献・連携活動や学生の活動状況とその成果を、本学ホームページを通して、その都度、公表している。また、テレビ、新聞、雑誌、Web サイト等のメディ

アに取り上げられた活動状況についても、ホームページに掲載するとともに、ニュースリリースサイトで情報の発信に努めている。

(5)情報の正確・信頼性、更新頻度

大学情報や教育活動の情報は、本学ホームページの「情報公開」サイトに情報を開示し、随時、公表・更新している。また、各年度の「自己点検・評価報告書（個別機関編）」は、学内ポータルサイトに年度毎に継続的に掲載されている。自己点検・評価運営委員会によって取りまとめられた報告書については、概ね新年度の前期後半に学長に提出後、直ちに学内ポータルサイトに掲載している。

一方、平成 30 年度における大学の諸活動の、大学公式ページにおける情報発信数は 300 件程度、地方紙を中心としたメディアにおいては 250 件程度である。内容の分析は必要であるが、時期や状況に応じ、適宜情報発信を行っている。

点検・評価項目 08

「内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」

No.	評価の視点
1	全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性について、定期的に点検・評価を行っているか。
2	適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価を行っているか。
3	内部質保証システムによる点検・評価結果に基づき、改善・向上への取り組みを行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価

合同委員会では、全学的な自己点検・評価活動が適切に行われるように、定期的な見直しを行っている。

(2)適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

合同委員会は、教育研究活動等の状況を自己点検・評価活動で把握し、各種方針と照らし合わせ、内部質保証システムの改善を行っている。

(3)点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み

合同委員会は、石巻専修大学自己点検・評価に関する規程に基づき自己点検・評価による改善事項を総括し、個別機関は総括された改善事項を踏まえ、年度毎の活動計画を立案し、年度末に点検・評価を行っている。

2 長所・特色

内部質保証に責任を負う「合同委員会」と、合同委員会の指示の下、具体的な運用を行う「自己点検・評価運営委員会」の二つの全学的な組織があることが、内部質保証に関する本学の特色である。この体制の中で、各個別機関でのPDCAサイクル運用を推進するため、P（計画）からA（改善）までを一体化した書式を作成した。また、PDCAサイクルの柱となるPを年度当初に提出を義務づけ、より実効性のある運用を目指している。

3 問題点

特になし。

4 全体のまとめ

- ①「石巻専修大学学部長会・大学院委員会合同委員会規程」を制定し、合同委員会が内部質保証に責任を負い、教学マネジメントを推進する組織として位置づけた。また、「石巻専修大学自己点検・評価に関する規程」を改正し、自己点検・評価運営委員会は、合同委員会の方針・指導の下で、個別機関及び各教員の自己点検・評価活動の実施・調整を図り、全学的な視野での自己点検・評価活動を総括する組織に改編した。
- ②個別機関の自己点検・評価報告書書式を改善し、PDCAサイクルの運用の効率化を図った。内部質保証体制の円滑な運用を推進するために、同委員会と個別機関との連絡を掌る自己点検・評価運営委員会の役割分担を、具体的な活動を通じて再検証し、より実効性が伴うものにしていきたい。
- ③個別機関の自己点検・評価報告書をもとに毎年度「石巻専修大学自己点検評価報告書（集約版）」に取りまとめ、外部評価委員会の評価を経て、「外部評価委員会報告書」とともに学内外に公表している。
- ④教員の自己点検・評価活動を推進するため、「石巻専修大学研究者情報データ・ベース」による活動状況の公表及び「教員活動報告書」による年次報告を義務づけている。「教員活動報告書」は、「石巻専修大学自己点検評価報告書（教員活動編）」として取りまとめ、学内外に公表している。

第3章 教育研究組織

1 現状説明

点検・評価項目 09

「大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。」

No.	評価の視点
1	大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成は適合しているか。
2	大学の理念・目的と附置研究所、センター等その他の組織は適合しているか。
3	教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に配慮して設置されているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)理念・目的と学部構成及び研究科構成の適合性

本学は、建学の精神・理念・目的を実現するため、大学の発展と社会の要請を受け、表5の学部・研究科、図書館、各種センター、事務部に加えて、円滑な運営を行うため教育・学生生活・就職・学生募集・研究活動等を支援する各種委員会を設置している（根拠資料：1-1 [Web]、3-1 [Web]）。

〔表5. 石巻専修大学の学部学科・研究科専攻構成（2019.5.1 現在）〕

学部		理工学部	食環境学科 生物科学科 機械工学科 情報電子工学科
		経営学部	経営学科
		人間学部	人間文化学科 人間教育学科
研究科	修士課程	理工学研究科	物質工学専攻 機械システム工学専攻* 生命科学専攻
		経営学研究科	経営学専攻
	博士後期課程	理工学研究科	生命環境科学専攻 物質機能工学専攻
		経営学研究科	経営学専攻

*2019年4月1日 学生募集の停止

(2)各附属センターの適合性

全学的な教育活動、研究活動、社会貢献・地域貢献活動を推進する組織として、図書館、情報教育研究センター、国際交流センター、大学開放センター、共創研究センターを、それぞれの規程に基づいて設けている（根拠資料：1-1 [Web]、3-1 [Web]、3-2）。

全学にわたる教務事項、教育課程の編成に関する事項、学生の修学に関する事項、教育の改革及び改

善に関する事項は、全学教務委員会が所管している。さらに、本学の教育の質的向上を図るため、組織的に取り組む活動を実施するため「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、FD 委員会を設け、教育活動改善の方策、学生による授業評価等の事項を協議し、教員セミナーを開催している。

理工学部における教育活動、研究活動の支援や推進のための組織として、工作センター、試験センター、分析センター、自動車工学センター、実験廃棄物処理委員会、遺伝子組換え実験安全委員会、放射線障害予防委員会を、それぞれの規程に基づいて設けている。

本学の建学の精神・理念・目的の達成に向けて健全かつ円滑に進めるために、入学試験委員会や学部ごとの教務委員会、学生生活に関する全般の事項を協議する学生部、学生の就職に関する事項を協議し就職活動等を支援する就職指導部を設けて、それぞれの規程に従って活動を進めている。

学術研究の振興を図るため、「石巻専修大学研究助成規程」を定め、研究助成審査委員会を設け、学内予算による研究助成を中心に、研究助成の適切な運営を図っている。また、「石巻専修大学紀要編集委員会規程」を定めて、同委員会が学内の学術研究活動を発表する場としての石巻専修大学研究紀要の編集と刊行を行っている。

(3)教育研究組織の周辺動向・環境への配慮

学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く環境等に配慮して、本学の教育研究組織をさらに地域に根ざしたものとするために、中・長期的な視点で大学の方向性を考える組織を設置する必要があった。平成 29 年 7 月に「IR 推進委員会」を設置し、内外環境に関する情報の集積に努めている（根拠資料：3-3）。本学の中・長期的な方向性については、平成 29 年 7 月に大学改革に資する取り組み及び内部質保証の推進を目的に改編された「合同委員会」が継続的に検討を重ね、具現化に向け、全学的な視点で協議を進めている。特に、平成 30 年度は自己点検・評価活動や内部質保証に関して全学的な協議を進め、令和元年度には、DP に基づいた学修成果の可視化、内部質保証の確保と検証を行うこととしている。IR 推進委員会、合同委員会ともに当初の目的を達成するために積極的な活動を進めている。

点検・評価項目 10

「教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」

No.	評価の視点
1	教育研究組織の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を行っているか。
2	教育研究組織に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)教育研究組織の適切性の点検・評価

本学は、学則第 2 条及び大学院学則第 2 条に基づき「石巻専修大学自己点検・評価に関する規程」の定めにより、毎年定期的に点検・評価活動を行っている。また、合同委員会は、個別機関の長から毎年 1 回の報告書の提出を受け、各機関の役割・機能の分担等の検証を行い、自己点検・評価の結果や学内外の環境変化に応じた改善に努めている（根拠資料：2-3）。

(2)適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

各部局組織の点検・評価は、個別機関毎に活動状況や根拠資料に基づき、「個別機関自己点検・評価報告書」をまとめて、実施している。

(3)点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み

合同委員会では、全学的状況の集約、それに基づく全学的な活動指針、改善方針の立案、個別機関への伝達・指導を行なっている。

2 長所・特色

本学では、「合同委員会」を教育研究組織の定期的な検証のための責任主体とし、教学マネジメントを進める中心的機関と位置づけ、その役割を明確にした。

さらに、平成30年度の自己点検・評価活動を踏まえ、合同委員会から学部長会・大学院委員会を通して、教授会・研究科委員会に対して改善課題等を周知した。また、平成31年4月には学長から教職員に対して周知、令和元年6月には自己点検・評価活動に関する教職員セミナーを開催し、学内において情報共有を図り、改善・向上への取り組みを依頼している。

3 問題点

特になし。

4 全体のまとめ

学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く環境等に配慮して、本学の教育研究組織をさらに地域に根ざしたものとするために、教育課程再編計画を中心とした各学部・研究科の将来構想に基づき、経営学部では、法人常勤役員会の下に石巻専修大学経営学部新学科設置準備委員会を設置し、新学科設置に向けた具体的な準備を行っている。理工学部では生物系WGと工学系WGに分かれ、答申をまとめた。また、人間学部ではスマート化に向けた見直しをまとめることとしている。研究科では、令和元年度に理工学研究科修士課程機械システム専攻の学生募集を停止し、大学院の定員を削減した。

第4章 教育課程・学習成果

1 現状説明

点検・評価項目 11

「授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。」

No.	評価の視点
1	課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表を行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の設定・公表

学部では、学則第18条で各学科が授与する学位を定め、DPの設定を学則第18条の2で規定して、学位にふさわしい学修成果として「学士力」を明示し、学科のDPを設定した。また、令和元年に内部質保証の取り組みの一環で、DPを見直し、ホームページ上で公開している（根拠資料：1-5 [Web]、1-6、4-1 [Web]）。

研究科では、大学院学則第12条で各専攻が授与する学位を定め、DPの設定を大学院学則第12条の2で規定して、各学位にふさわしい学修成果として「学位授与の方針」と「学位論文の評価基準」と共にホームページ上で公開している（根拠資料：1-8 [Web]、4-2 [Web]）。

点検・評価項目 12

「授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。」

No.	評価の視点
1	教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針を設定し、公表しているか。
2	教育課程の編成・実施方針と学位授与方針は、適切に関連しているか。
3	各学科・研究科において適切に教育課程を編成するための措置を講じているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)教育課程の編成・実施方針を設定し、公表

教育課程の体系や概要、授業の科目区分や形態等に言及したCPは、学則第12条及び大学院学則第7条の規定の下、学部及び研究科で設定したDPと関連を図り設定し、ホームページ上で公開している（根拠資料：1-5 [Web]、1-6、1-8 [Web]）。

(2)教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との関連

DPとCPの関連及び科目間の関係を明確にするため、各学部のカリキュラム・マップ（履修系統図）を平成29年9月に作成して学生に周知した。その後、平成30年度にはホームページ上で公開している（根拠資料：4-3 [Web]）。

研究科では、指導系及びカリキュラムとの対応を履修要綱に明示している。

(3)適切に教育課程を編成するための措置

教育課程の編成は、自己点検・評価活動及び外部評価における課題、文部科学省等からの法令や設置基準等に応じ、合同委員会、全学教務委員会及び各学部教務委員会において教育課程の編成を見直している。

点検・評価項目 13-1

「教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。」

No.	評価の視点
1	教育課程の編成・実施方針と教育課程は整合しているか。
2	教育課程の編成にあたっては、順次性及び体系性を配慮しているか。
3	単位制度の趣旨に沿った単位の設定を行っているか。
4	個々の授業科目の内容及び方法は適切であるか。
5	授業科目の位置づけ（必修、選択等）は適切であるか。
6	各学位課程にふさわしい教育内容を設定しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)方針と教育課程との整合性

学部及び研究科のいずれの教育課程も、CPに基づき授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。その際、情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの学位課程における教育研究上の目的や学修成果の修得のために相応しい授業科目を適切に開設している（根拠資料：1-5 [Web]、1-6、1-8 [Web]、4-1 [Web]、4-2 [Web]）。

(2)教育課程の順次性・体系性

学部では、学則第12条及びCPに従い教育課程に基本教育科目と専門教育科目の区分を設けている。この区分を前提に、学問の体系及び順次性に配慮して、各授業科目を適切かつ効果的に組み合わせ、編成している。

教育課程の順次性・体系性をより具体的かつ明確なものとするために、平成30年度に「科目ナンバリング」を導入し、「教育課程の体系的な編成」や「教育課程の可視化」を実現し、学生の体系的な履修の参考となるように、各科目に分野、水準、学修の順序を付して、学生に提示した（根拠資料：4-4 [Web]）。

研究科では、大学院学則第7条の1に基づき、教育課程の順次性と体系性を示している。

(3)適切な単位設定

単位制度は、大学設置基準及び学則13条に従い、1単位の授業科目は45時間の学修（授業時間外の学習を含む）を必要とする内容をもって構成している。授業科目のうち、「講義及び演習」は15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とし、「実験、実習及び実技」は30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位と設定している（根拠資料：1-2）。

(4)授業科目の内容及び方法の適切性

授業科目の内容及び方法の適切性は、全授業科目のシラバスのチェックを行っており、学部では全学教務委員会及び学部教務委員会が担当し、研究科では各研究科長及び各専攻主任がそれぞれの研究科及び専攻内の科目群・系の中での当該科目の位置づけを踏まえて、内容及び方法の妥当性を確認している（根拠資料：4-2 [Web]、4-5、4-6 [Web]）。

(5)科目位置づけの適切性

学部及び研究科のシラバスに「科目の位置づけと他科目との関連」の項目を設け、事前・事後・同時期に履修することが望まれる授業科目を明示している。さらに、学部のカリキュラム・マップでは、各科目について科目区分ごとに、DP 及び到達目標との関連性の可視化を図っている（根拠資料：4-3 [Web]）。また、平成 30 年度に科目ナンバリング制度を導入し、教育課程を体系的に示して、学修の段階や順序等を示している（根拠資料：4-4 [Web]）。

(6)各学位課程にふさわしい教育内容の設定

学部の学位課程においては、教育内容をまず基本教育科目と専門教育科目に大区分している。さらに、基本教育科目は、中・小区分し、幅広い教養及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養することを目的とした科目を設定している。専門教育科目は、中区分し、各学部各学科に関わる高度な専門の知識・技能（スキル）・技術（スキルの体系）を身に付け、実社会で活躍するための能力の修得を目的とした科目を設定している（根拠資料：表 6、4-1 [Web]）。

【表 6. 科目区分】

大区分	中区分	小区分
基本教育科目	(1)スキル養成	①情報と分析力、②表現力
	(2)社会性養成	①キャリアの形成、②社会との関わり
	(3)教養力	①人間の理解、②社会の理解、③自然の理解
専門教育科目	(1)専門基礎科目、(2)専門展開科目、(3)専門研究科目	
・ 基本教育科目：幅広い教養及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養することを目的に、スキル養成科目、社会性養成科目及び教養力養成科目を開設している。 ・ 専門教育科目：各学部各学科に関わる高度な専門の知識・技能（スキル）ならびに技術（スキルの体系）を身に付け、実社会で活躍するための能力の修得を目的としている。		

点検・評価項目 13-2

「教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。」

No.	評価の視点
1	初年次教育、高大接続への配慮を行っているか。
2	教養教育と専門教育の適切な配置を行っているか。
3	コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮を行っているか。
4	学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)学位課程にふさわしい教育内容の設定—初年次教育、高大接続への配慮

各学部において高校教育から学部教育への円滑な移行のために、習熟度別少人数クラス編成による語学教育、初年次教育として基本的な学習スキル、問題発見や課題解決に関する基礎的な知識と方法、専門教育科目への志向性を育む等を目標とした「フレッシュマンセミナー」、情報処理技能の基礎となる「情報活用法Ⅰ・Ⅱ」、日本語表現力の基礎を学ぶ「日本語技法A・B」を開講している。

(2)学位課程にふさわしい教育内容の設定—教養教育と専門教育の適切な配置

人間学部は開設時の平成25年度から、また理工学部と経営学部は平成29年度からDP・CPに沿った科目区分を設定した新カリキュラムを導入した。科目区分は全学的に統一し、「基本教育科目」と「専門教育科目」とに大別することで、教養教育と専門教育の区分を明確にしている。

基本教育科目は、幅広い教養及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養する幅広い分野の授業科目の他に専門教育への移行を図るための素地をつくることを目的とした科目を開講している。

専門教育科目は、各学部学科において専門の学びを行うにあたっての導入段階としてまず「専門基礎科目」が設定され、段階的に「専門展開科目」、「専門研究科目」の順に科目を開講している。また、コース制や履修モデルの導入、演習科目等を適切に配置することで各学科の科目編成に特色を出している。

(3) (研究科) コースワークとリサーチワークの設定

理工学研究科では、講義と演習・研修等を組み合わせた教育体系となっており、所属する研究指導系の講義を中心としたコースワークと、主に指導教員の下で行うリサーチワークを設定している。修士課程は、特別研修Ⅰ・Ⅱ及び特別演習・実験Ⅰ・Ⅱにおいてセミナー形式の発表や質疑を含むリサーチワークを設けている。博士後期課程は、各指導系セミナー及び博士特別演習・実験でリサーチワークを設けている。

経営学研究科では、コースワークとして「特論」・「特殊研究」科目を、またリサーチワークとして「演習」科目を設けている。なお、退職教員に伴い「特論」科目で非開講科目が増加する傾向にあったが、教員人事の進展により、平成29年度から平成30年度にかけて、非開講科目を見直した。

(4)社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育

平成29年度の新カリキュラムから、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を進めることを目的に、基本教育科目区分の中に全学共通のキャリア形成関連科目を開講した(表7)。また、これらの授業では、地域で活躍する方々や卒業生の協力も得ながら、実社会や職業に関するより具体的な情報の伝達にも心がけている。

〔表7. 社会的及び職業的自立を図る関連科目一覧〕

①キャリア設計（全学部全学科共通：1年生必修科目）	・大学の授業で求められるレポートの書き方やそのために必要な情報収集の方法、文章読解力・表現作成、これら自己表現能力、コミュニケーションに総称される能力開発を目的として開講した。 ・授業の中で、本学卒業生を講師に招き、在学生に対して学生時代の学びと社会人からの生涯学習に関して学ぶ機会を提供している。
②キャリア開発（全学部全学	・社会人として認められるために考えておくべきことやインターン

科共通：2年生選択科目)	シップに関する予備的な知識について授業を行っている。 ・地域の経営者を講師に招いた授業も実施している。
③キャリア研究（全学部全学科共通：3年生選択科目）	・インターンシップを中心に据えた授業を行っている。
④いしのまき学（全学部全学科共通：1年生前期必修）	・地域で活躍する方々（地域の人的資源）を講師として招いている。 ・学生の地域社会の理解と社会での自己実現のために学ぶ意欲を育むことを目的としている。

平成29年度から3学部7学科の利点を活かした学科間相互履修の仕組み「学科間ジョイント・プログラム」を導入した。将来の進路を見据え、必要とする知識・技能を幅広く他学部学科にも主体的に求めることを可能にした。運用は、平成29年度入学者が2年生となる平成30年度からのスタートとなった。平成30年度は2人、令和元年度は51名の申請者があった（根拠資料：4-7 [Web]）。

また、専門教育科目区分では、各学部学科で以下のような固有の演習・実習等を開設し、これらの授業科目でも学生の社会的及び職業的自立に必要な能力育成を支援している。

- ・理工学部：学外見学・実習を通して、実際の生産工場や研究所を自分の目で確かめる機会を設けている。また、教職課程と学芸員課程にはそれぞれ教育実習と博物館実習が必修科目として設定されており、実際の・実務的訓練と職業への理解を深めることが出来る。
- ・経営学部：地元企業の新入社員研修で課すような実践的な課題を、数名のグループで取り組ませる科目「ビジネス演習入門」を設定した。社会に出てから必要とされるコミュニケーション能力や課題発見・解決能力、論理的思考力等を身に付けることを目的としている。
- ・人間学部：現場体験を通して、職業に対する実際の・実践的な理解を深めることができる授業科目を開設している。人間文化学科では人間文化基礎演習、人間教育学科では保育・教育研究、専門教養演習が該当する。特に、保育実習指導や教育実習事前指導においては、地域で働く現場の保育士や教諭さらに園長や校長を招聘し、具体的で実務的な指導のあり方について説明してもらっている。

点検・評価項目 14

「学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。」

No.	評価の視点
1	各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置を講じているか。（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
2	シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）を適切に記載し、適切に授業を実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）しているか。
3	学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法は適切であるか。
4	授業形態に配慮した1授業あたりの学生数は適切であるか。
5	適切な履修指導を行っているか。
6	研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導は適切であるか。

点検・評価項目に対する現状

(1)単位の実質化を図るための措置

本学では、学生の予習や復習の学習時間を確保するためにCAP制度（履修単位数上限：49単位）を導入している。また、平成23年度から学生の修学状況を確認する指標としGPA制度を導入している。GPAは、勉学意欲を喚起することも目的としており、通算GPAの数値が3.0以上の学生は上限4単位までCAPを緩和し、履修の登録を認めてきた。しかし、今後単位の実質化を図るため上記の上限緩和履修を含めて、見直す必要があることを確認している（根拠資料：4-1 [Web]、4-8）。

(2)シラバス内容の適切性と適切な授業の実施

ホームページ上の学生便覧・履修要綱にカリキュラム表を掲載し、授業科目のシラバスはWebシステムから閲覧できるようにしている（根拠資料：4-1 [Web]、4-2 [Web]、4-5、4-6 [Web]）。

学部のシラバスは、教員への執筆依頼の際に例を示し、各教員間で記載内容にばらつきがないように配慮した。シラバスの公開前には全学教務委員会及び学部教務委員会の各委員が「チェックシート」を基に点検を行い、適時各教員へ修正、補足等を求めている。令和元年度は、教育課程の体系的な編成を可視化するため、各科目の分野、水準、順序を示す科目ナンバリングを行い、シラバスにも記載した。また、ICTの活用やDPとの関連を項目等においても見直しを行っている。

さらに授業内容とシラバスとの整合性を確保するための手段として、FD委員会が実施している「学生による授業評価アンケート」に授業内容とシラバスとの整合性に関する質問項目の追加を行った。

研究科では、研究科長が全体を、また、専攻主任が専攻ごとにシラバスの内容をチェックし、課程にふさわしい講義内容になっているか、授業科目の内容及び方法の妥当性について確認の作業を行っている。

(3)学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

学部では、基本教育科目においてはキャリア教育関連科目「キャリア設計」、「キャリア開発」及び「キャリア研究」でグループワークを中心とした授業が行われ、課題に対して学生同士が意見を出し合い問題を解決するための提案を行っている。「フレッシュマンセミナー」では基本的な学習スキルと問題発見や課題解決に関する基礎的な知識と方法を習得することを目標とした授業を行っており、経営学部ではルー

ブリック評価にて、学生が自分の理解に関心を持つように授業を行っている。専門教育科目においては、専門展開科目や専門研究科目の実験、演習、ゼミ、学外見学、現場研修、卒業研究等各学部学科において学生が主体的に参加し実践的に学べるような授業が行われている。

研究科では、少人数であることのメリットを生かし、講義の他に課題演習を通じた教員との直接的な問答・質疑あるいはプレゼンテーション等を適宜織り交ぜながら問題発見や課題解決に対して主体的に取り組む姿勢の育成を図っている。

(4) (学部) 授業形態に配慮した1授業当たりの学生数

1授業当たりの学生数は、学部・学科による違いは存在するものの、個々の授業や学生の進捗・習熟状況に配慮して調整を図っている。

(5) (学部) 適切な履修指導の実施

各学部とも履修指導は、年次初めの履修及び教務ガイダンス、後期開始時の教務ガイダンスで行われている。基本的には、1・2年生は学科主任とクラス担任が、また3・4年生は研究室やゼミの指導教員が中心となって適切な履修指導とアドバイスを行っている。必要に応じて教員が保護者との連絡や面談も行っている。

(6) (研究科) 研究指導計画に基づく指導

研究科では、年度初めに指導教員が大学院生との面談を通じて「研究指導計画書」を作成し、互いに内容を確認した上で提出することが求められている。年度中はその計画書に沿って指導が行われる。また、研究指導計画書は研究科長が内容を点検している（根拠資料：4-2 [Web]）。

点検・評価項目 15-1

「成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われているか。」

No.	評価の視点
1	単位制度の趣旨に基づく単位認定を行っているか。
2	既修得単位の適切な認定を行っているか。
3	成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を講じているか。

点検・評価項目に対する現状

(1) 単位制度の趣旨に基づく単位認定

設置基準、学則第13条の定めにより、1単位の授業科目は45時間の学修（授業時間外の学習を含む）を必要とする内容をもって構成している。学部の履修要綱では、単位の考え方と算定基準、カリキュラム表において授業科目の授業形態と単位数を明示している。このため、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外で行う予習復習の事前事後学習時間を考慮してシラバスも作成している。

この単位制度の趣旨を踏まえ、学則第15条、大学院学則7条の11及び成績評価規程に従い、成績評価は、各授業のシラバスに記載した成績評価方法・基準に基づいて行われている（根拠資料：1-2、1-3、4-1 [Web]、4-2、4-5、4-6 [Web]、4-9）。

(2)既修得単位の適切な認定

入学前の既修得単位は、教育上有益性が認められる場合、60 単位以上を超えない範囲で認定することができると学則第 16 条及び大学院学則第 7 条の 4 で規定している。

(3)成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

各授業科目の成績評価方法は、客観性・厳格性の担保のために、シラバスに評価方法と評価基準を記載し、授業担当教員はこれに基づき評価を行っている。学生だけでなく教員間においても共有する必要があることから、Webシステムにて公開している。また、成績評価の結果に学生が申し立てを受け付ける仕組みも整備している（根拠資料：4-6 [Web]）。

点検・評価項目 15-2

「成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われているか。」

No.	評価の視点
1	卒業・修了要件を明示しているか。
2	学位論文審査がある場合、学位論文審査基準を明示しているか。
3	学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置を講じているか。
4	学位授与に係る責任体制及び手続を明示しているか。
5	適切な学位授与を行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)卒業・修了要件の明示

学部の卒業要件は、学則第 14 条の他に石巻専修大学学生便覧（履修要綱編）に明示し、研究科の修了要件は、大学院学則第 8 条及び第 9 条、石巻専修大学学位規程の他に履修要綱に明示している（根拠資料：1-2、1-3、4-1 [Web]、4-2 [Web]）。

(2)（研究科）学位論文審査基準の明示

研究科では、学位論文審査基準を履修要綱に明示している（根拠資料：1-3、4-2 [Web]）。

- ・理工学研究科：学位論文の評価基準〔修士及び博士論文共に論文要旨、本文、発表の 3 項目〕に基づく審査に加えて、修士及び博士論文を提出しようとする学生の専攻内での中間発表会や予備審査会においても聴講する教員が上記審査基準に基づいて発表内容をチェックする仕組みを整備した。
- ・経営学研究科：修士論文においては、(1)テーマ設定及び研究方法、(2)内容の妥当性、(3)形式等の 3 項目を審査基準としている。博士論文においては、これら 3 項目に独自性の 1 項目を加えた審査基準としている。これらはそれぞれ細目と配点が定められ講義要綱において平成 29 年度から公表、運用されている。

(3)（研究科）学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

修士課程では、主査・副査による論文審査の他に、専攻内全専任教員による口頭発表の審査（最終試験）を経て、主査・副査が専攻内教員の判断を勘案し可否を決定している。

博士後期課程では、論文審査、最終試験及び専門科目と英語に関する試験又は学力認定を経て、専攻内全専任教員の判断の他に研究科全専任教員の投票によって可否判定を行っている。

(4)学位授与に係る責任体制及び手続の明示

学位授与に係る責任体制及び手続については、学則第18条及び大学院学則第12条に従い「石巻専修大学学位規程」を定め、明示している。また、大学院については、履修要綱の「学位請求論文の申請から授与までの流れ」に手続の詳細を明示している。

(5)適切な学位授与

学則・大学院学則と石巻専修大学学位規程で定めている手続及び審査基準等に従い、客観性及び厳格性を確保しながら適切に学位を授与している（根拠資料：1-2、1-3、4-10）。

学部では、シラバスに明記された評価基準に沿った単位認定、複数教員参加による卒業研究発表会の実施、学則第14条で定めている卒業要件（修得単位数等）を学部教務委員会による最終確認等を行うことにより学位授与の客観性・厳格性の担保に努めている。

研究科では、修士論文においては、審査委員会（主査1名、副査2名）による論文審査、専攻全専任教員を前に行う中間発表会及び最終試験により客観性・厳格性を担保している。博士後期課程においては、石巻専修大学学位規程に基づく審査委員会の審査、専攻全専任教員による予備審査・最終試験及び研究科委員会の投票の3分の2を要する審査手順により客観性・厳格性を担保している。

点検・評価項目 16

「学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。」

No.	評価の視点
1	各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定を行っているか。
2	学習成果を把握及び評価するための方法（例：アセスメント・テスト、ルーブリックを活用した測定、学習成果の測定を目的とした学生調査、卒業生、就職先への意見聴取）等の開発を行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)学習成果を測定するための指標の設定

学部では、本学の教育成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施することを目的に、DP、CP、APに則した評価指標に基づくASPを定めた。今後、ASPによる学修成果の測定・評価の検証項目ごとにデータを集め、調査結果は分析の上、自己点検・評価活動によって、各学科に改善計画を依頼する予定である（根拠資料：2-7 [Web]）。

研究科では、修士論文及び博士論文の評価基準を設定し、学習成果の到達目標を明示した。大学院生による研究発表会において出席した全教員が研究の進捗の状況等をチェックし、本人にフィードバックする仕組みを構築した。また、修士・博士の論文提出の際の最終の発表会においても設定した評価基準により、内容をチェックする体制を整えた。

(2)学習成果を把握及び評価するための方法の開発

学部では、学習の習熟度を把握する以下の取り組みを実施している。今後は、DPの見直しに伴い、各

学位課程単位での学習成果を把握する仕組みを構築する。

- ・「学生による授業評価アンケート」：平成29年度から学習成果についての質問項目も設定し、教員はアンケート結果からも学習成果の一部を把握できるようにした。
- ・「共通基礎学力テスト」：1年生の習熟度を測定し、習熟度別クラス編成に利用するために、英語（全学部対象）及び数学（理工学部対象）の共通基礎学力テストを実施している。これらのテストを3年生に理工学部（数学のみ）と人間学部人間文化学科（英語）では再度実施し、2年間での学習成果を測定している。

研究科では、授業科目の学習成果評価の明確な指標を設けていないが、各課程とも提出された論文及び最終試験で、論文の評価基準を基に成果を評価している。評価基準は学位に相応しい評価指標を適切に設定しており、履修要綱にて学内外に明示している。

点検・評価項目 17

「教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」

No.	評価の視点
1	教育課程及びその内容、方法に関して、適切な根拠（学習成果の測定結果を含む資料、情報）に基づき点検・評価を行っているか。
2	教育課程及びその内容、方法に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)教育課程及びその内容、方法に関して、適切な根拠に基づいた点検・評価

学部では、平成29年度から導入したカリキュラムの教育課程及びその内容、方法について、点検・評価・見直しを行っている段階である。なお、令和3年度からの経営学部の新学科新設及び令和4年度からの理工学部の教育課程の再編に合わせた新カリキュラムの策定に向けて、これまでのカリキュラムの見直しを進めている。

(2)教育課程及びその内容、方法に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み

教育課程及びその内容、方法に関して、点検・評価結果に基づき、以下のような改善・向上への取り組みを実施した。

- ・基本教育科目の導入・展開の検討、全学部共通科目の授業運営の見直し、教育内容・方法の充実を図り、平成29年度から新カリキュラムを導入した。
- ・FD委員会では、平成29年度から「学修成果の把握と評価方法の開発を通じた教育内容の点検・評価」を目的に、「学生による授業評価アンケート」の中で、学習時間や学習行動に関する設問を設けている。その調査結果は、授業科目の担当教員にフィードバックし、教員は教育課程及びその内容、方法の適切性について授業改善のための省察シートの作成・提出が義務づけられており、点検・評価する機会としている。

- ・ IR 推進委員会では、学習成果の間接評価として、平成 30 年 3 月、卒業学位授与式後に卒業生に対して「学位授与の方針」の達成度に関わるアンケートを行った。回収率 95%で可視化された結果は、令和元年 9 月に学生の学修成果に関する情報としてホームページ上で公開している。また、令和元年 8 月には卒業生に対して、卒業生アンケートを実施した。平成 29 年度から実施している「学生生活に関するアンケート」の中の学習意欲や満足度に関する結果からも学習成果の把握を試みている。

2 長所・特色

- ①カリキュラム・マップに続き、科目ナンバリングを策定し、DP とカリキュラムとの関連性をより明確にした。しかし、カリキュラム・マップ等から DP と CP との関連性が弱いことが判明した。この点に着目して、令和元年度に DP 及び CP の見直しを行い、令和2年度にはこれらの方針に従った教育課程の見直しについて検討していく予定である。
- ②FD委員会による「学生による授業評価アンケート」を毎年前・後期に実施しており、評価に対する全教員の所見をとりまとめ、学内で公開している。
- ③IR推進委員会による「学生生活に関するアンケート」を毎年実施し、全学的な改善・改革に取り組んでいる。

3 問題点

- ①現行のカリキュラム・マップはリストの域を出ておらず、現状では学生の利用頻度は、限定的である。本来の目的を果たし、学生の効果的な利用を促進するためにも、さらに可視化されたものへと改訂が必要である。
- ②成績評価の方法は、シラバスで科目ごとに記載しているが、さらに厳格性や客観性を高め、学生の学習意欲向上にもつながるような成績評価の一方策としてルーブリックの導入を検討していく必要がある。
- ③学習成果の測定法の開発に向けて、さらに具体的な取り組みの試行錯誤を行う必要がある。
- ④間接評価のためのアンケートの回収率が低いため、回収率を高め、学生の意見が教育過程の内容や方法に反映されるような工夫や努力が必要である。

4 全体のまとめ

- ①大学の建学の精神・理念・目的、輩出したい人物像等と関連づけた DP、CP を設定し、適切に公表している。教育課程は、初年次から専門教育まで、学位課程にふさわしい教育内容・科目を配置している。教育内容・科目の配置については、各科目に分野、水準、学修の順序を付したカリキュラム・マップや科目ナンバリングを提示し、学生が体系的な履修を行えるように配慮している。さらに、社会的及び職業的自立を促す教育の一環として、3学部7学科の利点を活かした「学科間ジョイント・プログラム」を設けている。
- ②効果的な教育を行うためシラバスの内容を充実させ、学生の主体的な学習を活性化する方法を試みている。年次進行に応じた履修指導も適切に行っている。研究科では、研究科長の点検の下、研究指導計画に基づく指導を行っている。学部と研究科ともに学修成果の測定法については、現在、直接評価について検討中である。間接的評価として、平成30年度に卒業生を対象とした「学位授与の方針」の達成度に関わるアンケートを実施し、結果を本学ホームページ上で公開した。
- ③教養教育を中心として見直した新カリキュラムを平成29年度に導入した。このカリキュラムを点検・評価しながら、現在、令和3年度の経営学部の新学科新設及び理工学部の教育課程再編を見据えた新カリキュラムを策定している。

第5章 学生の受け入れ

1 現状説明

点検・評価項目 18

「学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。」

No.	評価の視点
1	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表を行っているか。
2	「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像」、「入学希望者に求める水準等の判定方法」を踏まえた学生の受け入れ方針を設定しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定

学部では、学士力に対応させた大学としての DP、CP を策定しており、これらを踏まえ、学則第 22 条の 2 の規定により AP を設定している。さらに AP とは別に学科ごとの「学科毎に関心を持つ分野」も設定している（根拠資料：1-2、1-5 [Web]、1-6）。

研究科では、大学院学則第 22 条の 2 の規定により AP を設定している（根拠資料：1-3、1-8 [Web]）。

(2)学生の受け入れ方針の公表

AP は、入試要項とホームページ上で公開している（根拠資料：1-5 [Web]、1-6、1-8 [Web]、5-1 [Web]、5-2 [Web]、5-3 [Web]）。

(3)「求める学生像」や「判定方法」を踏まえた受け入れ方針の設定

学部では、「入学希望者に求める学生像」に関して、求める学力の 3 要素（「知識・理解・技能」、「思考・判断・表現」、「関心・意欲・態度・志向性」）を反映させた AP を設定している。また、「入学希望者に求める水準等の判定方法」は、AP の 3 要素を多面的・総合的に把握するために、その評価方法を各入試制度に設定しており募集要項に明記している。なお、AP と DP との相互の関連性を確認して「学生の受け入れ方針」については、次のように明示した（根拠資料：5-3 [Web]）。

- ①「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を踏まえて、各入試制度で受け入れている。
- ②入学前の学習歴、学力水準、能力等の判定及び学力の 3 要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ」）を多面的・総合的に把握するため、面接、小論文、調査書、志望理由書、筆記試験等から複数を各試験制度に組み入れている。
- ③入試問題に関して、出題のねらいを明確にしている。
- ④入学後のミスマッチを防ぐため、各学科の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」や「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を明確にしている。

研究科では、DP と CP を踏まえて AP を設定しており、入学試験において本研究科の教育方針の理解、基礎学力、研究に対する意欲等を判断するために、入学試験科目を決定し、面接を行い、入学者選抜を行っている。

点検・評価項目 19

「学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。」

No.	評価の視点
1	学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定しているか。
2	入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制を適切に整備しているか。
3	公正な入学者選抜を行っているか。
4	社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、転科等、社会的要請にも応じた入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定

学部では、AP及び「学生の受け入れ方針」に基づき、高等学校教育と大学教育との接続性を考慮して、適切な入学者選抜制度を設け公正な入学者選抜を行うための運営体制を整備している（根拠資料：5-1 [Web]、5-4）。

研究科では、APに基づき各専攻の入試科目を決定し、筆記試験と面接により公正な入学者選抜を行っている（根拠資料：5-2 [Web]）。

(2)責任所在を明確にした入学者選抜実施体制の整備

学部では、入学者選別のための入学試験は、学長、入学試験委員長を責任者とし、各学部長及び各学科の入学試験委員に事務部入学試験担当職員が加わった入学試験委員会による体制で行われている（根拠資料：5-5）。

研究科では、各研究科の専攻ごとに入学試験が行われている。この実施体制に研究科委員会、大学院委員会及び入学試験委員が加わり、試験の実施要項の作成、試験当日の実施体制及び合否判定案の作成を行っている（根拠資料：5-6）。

(3)公正な入学者選抜

公正な入学者選抜を行うために、採点時や入学試験委員会による合否判定の過程では、受験番号だけを提示し、受験者名・性別等の受験者の個人情報伏せられている。また、採点結果は複数回のチェックと判定を行うことで公平性を担保している。特に、特待生入試とスポーツ推薦入試においては、公平性を保つため入学試験委員会とは別の選考委員会を設けて実施している。なお、筆記試験、面接、小論文、調査書等とAPとの関連性は募集要項に明示し周知している。これらの入学試験結果に基づく合否判定は、入学試験委員会が合否判定資料を作成し、学部長会を経て教授会に提案され、その議を経て学長に上申する手続きを取っており、透明性・公平性・客観性が確保されている。

(4)社会的要請にも応じた入学者選抜の実施

社会的要請に応じた入学者選抜を実施するために、社会人入試、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れに加え、編入学、転科等が行える体制を整えている（根拠資料：5-1 [Web]）。

点検・評価項目 20

「適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき、適正に管理しているか。」

No.	評価の視点
1	＜学士課程＞入学定員に対する入学者数比率は適切であるか。
2	＜学士課程＞収容定員に対する在籍学生数比率は適切であるか。
3	＜学士課程＞収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応は適切であるか。
4	＜修士課程・博士後期課程＞収容定員に対する在籍学生数比率は適切であるか。

点検・評価項目に対する現状

(1) (学部) 入学定員に対する入学者数比率

本学の過去5年間の「入学者数比率」の推移は、表8に示すとおりである。ここ3年間は微増ながら回復傾向にあるが、未充足に対応するために教育課程の再編を含め検討を行っている（根拠資料：大学基礎データ表2・表3）。

【表8. (学部) 入学試験志願者・入学者数の推移】

入学試験年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入学定員	440	440	440	440	440
志願者数	879	607	793	879	1,006
入学者数	322	272	308	352	359
充足率	0.73	0.62	0.70	0.80	0.82

(2) (学部) 収容定員に対する在籍学生数比率

本学の各学部・学科の過去2年間の「在籍学生比率」は、表9に示すとおりである。在籍学生比率を改善するには、入学定員の充足率の改善が必要不可欠であるため、種々の改善対策を行ってきている（根拠資料：大学基礎データ表2・表3）。

【表9. (学部) 入学定員・収容定員の推移】

学部	学科	平成 29 年度（平成 30 年度入試）						平成 30 年度（令和元年度入試）					
		入学 定員	入学 者数	充足 率	収容 定員	在籍 者数	充足 率	入学 定員	入学 者数	充足 率	収容 定員	在籍 者数	充足 率
合計		440	352	0.80	1,760	1,245	0.71	440	359	0.82	1,760	1,232	0.70

(3) (学部) 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

収容定員が未充足の学科は、入学定員に対する充足率を改善するしかないが、授業料減免制度や、受験機会の拡大等入試制度の拡充は図ってきたものの限界が見えてきた。現在、未充足学科のうち経営学部では、1学科から2学科とする改組を、理工学部では4学科の教育課程の再編を目指している（根拠資料：大学基礎データ表2・表3）。

(4) (研究科) 収容定員に対する在籍学生数比率

収容定員に対する充足率は、全ての専攻で未充足であり、年度ごとのばらつきも大きい（根拠資料：大学基礎データ表 2・表 3）。

点検・評価項目 21

「学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」

点検・評価項目に対する現状

(1) 学生の受け入れに関する定期的な点検・評価

学部では、入学試験委員会で新入生アンケートを行うとともに毎年度 5 月、志願者数・合格者数・入学者数の推移を考察した入学試験の総括を行い、学内にて情報を共有している。また、情報分析や各種取り組みの点検を行い、大学案内、オープンキャンパスや高校訪問等に反映させている。

研究科では、大学院委員会及び入学試験委員において、両研究科における入学者の選抜に関して調整を図り、定期的な点検・評価については、両研究科委員会で行っている。また、理工学研究科では、専攻主任会議を設置して、定期的な点検・評価を可能とする体制を整えている。

(2) 学生の受け入れに関する点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み

学部では、入試の総括結果を踏まえ、特待生入試 B 日程を設け、一般入試の結果と志望理由書により、入学者受け入れ方針に合っているか判断できるようにした。受験しやすい環境を整備するために、一般入試の他学部併願を可能にし、出題のねらいや採点基準を公表した。

研究科では、学部学生の認知度を把握するため、平成 28 年度に学部の 3・4 年生を対象にアンケート調査を実施した。その結果、経済的不安が進学しない第一要因になっていることが判明したため、平成 30 年度入学者から授業料の大幅減額と給付型奨学金の採用人数の増加を行った。しかし、これらの情報は、依然として在学生にあまり認知されていないこともアンケート結果より明らかになった。この対策として、平成 30 年度及び令和元年度の前期オリエンテーションガイダンス期間に、3～4 年生の教務ガイダンスでの説明を行った。

2 長所・特色

本学では、「入学者受け入れ方針（AP）」は、「卒業認定・学位授与方針（DP）」、「教育課程編成・実施の方針（CP）」を踏まえて作成され、これらの3つの方針は一体的に運用されている。

学部入試では、求める学力の3要素をAPに設定し、その評価方法を募集要項に明記することで、不本意入学や中途退学の削減を図っている。特に、推薦型の入試においては、面接時のコメントを入学前の対応や入学後の成績等の分析に活かし、休学者や退学者の減少につなげる対策を行っている。

研究科では、学部学生に対して研究科に関するアンケート調査を毎年行い、その結果を踏まえて各種制度の改善や大学院説明会を開催している。

3 問題点

- ①学部では、入学志願者は平成28年度の600人台から平成31年度の1,000人台へと増加してきたが、入学者は272人から359人と伸びが小さい。
- ②研究科では、授業料の大幅減額や給付型奨学金に関する情報を本学ホームページや募集要項で公開し、説明会も複数回開催しているが、在学生への認知度がまだ低い。また、学部の収容定員充足率の低下も志願者減の要因ではないかと推察される。

4 全体のまとめ

- ①令和元年度に学士力（1 知識・理解、2 汎用的技能、3 態度・志向性、4 総合的な学習経験と創造的思考力）に対応させた大学としてのDP、CPの見直しを行い、これらを踏まえたAPを策定し、令和3年度募集要項には各入試制度において具体的関連性も明示する。
- ②大学院の入学定員充足率、収容定員充足率ともに低い状態にあるので改善しなければならない。定員の削減、組織の見直しを行ったが、受け入れ方針を含めて広報活動の充実も図る。
- ③学部では、平成31年度的全制度の延志願者数は1,006人(対前年度127人増)と13年ぶりに1,000人を越えたが、入学者数は359人（対前年度7人増）で、入学定員充足率は0.82と微増に留まった。
- ④研究科では、平成30年度の入学者は修士課程5人（定員20人）、博士後期課程0人（定員9人）であり、令和元年度においても修士課程2人、博士後期課程1人であって、両課程ともに充足されていない。入学者増を目指し、新たな奨学金制度の導入と授業料の減額を行った。

第6章 教員・教員組織

1 現状説明

点検・評価項目 22

「大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。」

No.	評価の視点
1	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像（各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等）を設定しているか。
2	各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等が明示された各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を定めているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)大学として求める教員像及び教員組織の編成に関する方針の設定

大学として求める「教員像・教員組織」は、平成30年度に自己点検・評価活動の一環で検証と整備を行い、次のように明示した（根拠資料：6-1 [Web]）。

全教職員が主体となり、建学の精神「社会に対する報恩奉仕」と21世紀ビジョン「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」に基づき、本学の教育目標「社会の諸問題に、自分の役割を自覚して取り組むために、生涯にわたって学び続けることができる人材を、実践的な教育によって育成すること」を具体化させる取り組みを行う。そのために本学では、以下の方針に沿って教員組織を編成する。

【教員像・教員組織】

- ①本学教員には、建学の精神と教育目標を十分に理解した上で教育研究活動及び大学運営に専心し、学生と共に自らも成長を続けていく、人格識見に優れた人物であることが求められる。また地域との連携の下に新しい学問分野に挑戦して高度な教育研究活動を行い、それによって社会に貢献することが求められる。
- ②本学における教員組織の編成は、教育目標や「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」の実現に資するため、各学部学科の主要分野の授業科目数や単位数に応じて、各専門分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する教員を職位構成、男女比にも配慮しながら適切に配置する。特に、当該分野における博士号等の学位や十分な教育歴及び研究業績を有する教員を配置する。また、教員組織の年齢構成については、特定の年齢層に偏ることなく、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障がないよう適切な構成とする。
- ③教員の資質の向上を図るため、授業改善に向けた組織的取り組み（FD）を積極的に行うとともに、教育研究活動等を適切かつ効果的に運営するために必要な知識及び技能を習得するための教員セミナーを実施する。
- ④採用人事にあたっては、授業科目の教育課程上での目的を踏まえて授業科目と担当教員の専門分野との適合性や教育方法改善の姿勢を確認するとともに、人格、教授能力、教育業績、研究業績、実務経験、大学運営、社会貢献活動等について多面的に審査を行うものとする。
- ⑤教員の募集・採用・昇任については、「石巻専修大学資格審査規程」を適正に運用し、その適切性・透明性を確保する。

(2)教員の役割の明示、教員の連携のあり方の明示

本学教員には「教員像・教員組織の方針」の下、建学の精神「社会に対する報恩奉仕」と21世紀ビジョン「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」、そして教育目標「社会の諸問題に、自分の役割を自覚して取り組むために、生涯にわたって学び続けることができる人材を、実践的な教育によって育成すること」を十分に理解した上で教育研究活動及び大学運営に専心し、学生と共に自らも成長を続けていく、人格識見に優れた人物であることを求めている。また、地域との連携の下で新しい学問分野に挑戦して、高度な教育研究活動を行い、それによって社会に貢献することも求めている。

(3)教員の教育研究に係る責任所在の明示

学則第39条に「学長は、大学を代表し、校務を掌り、職員を統督する」と定め、「教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」としている。このように教員は、職位ごとにその職務と責任が定められている（根拠資料：1-2）。

点検・評価項目 23

「教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。」

No.	評価の視点
1	大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切であるか。
2	教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の配置は適正であるか。
3	研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置を行っているか。
4	各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）を適切に行っているか。
5	教員の授業担当負担への配慮を適切に行っているか。
6	バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置を行っているか。
7	学士課程における教養教育の運営体制は適切であるか。

点検・評価項目に対する現状

(1)大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

設置基準上で求められている学部及び大学院における専任教員数については、毎年度、条件を満たしていることを確認している（根拠資料：大学基礎データ表1・表5）。

(2)授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正配置

「教員像・教員組織の方針」に基づき、学部、研究科等の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を設けている。教員組織は、教育目標やDP及びCPの実現に資するため、各学部各学科の主要分野の授業科目数や単位数に応じて、各専門分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する教員を配置している。

(3)研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究科教員は、学部所属であるため研究科に特化した人事は行っていないが、研究科の科目担当も考慮した人事及び資格審査を行っている。なお、研究科の担当教員の資格認定については、「石巻専修大学研究科教員の資格認定に関する内規」に基づき行っている。

(4)学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）

教員の適切な役割分担の下で組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編制している。現時点で教員年齢の偏りは改善されつつあるが、国際性と男女比については配慮が必要である。

(5)教員の授業担当負担への配慮

各教員の授業負担の確認は、各学部各学科で実施しており、教員の授業負担を解消させるための措置として、退職教員を考慮した授業科目の見直し等が講じられている。

(6)年齢構成に配慮した教員配置

開学当初に着任した若手教員が開学 30 年を経て、定年を迎える時期が来ている。定年退職教員の後任人事においては、学科の将来構想に基づく専門分野と年齢構成を踏まえた専任教員又は任期付教員の採用を実施している。また若年層の教員比率を高くするため、補充人事では若手教員の採用を心がけ、それにより全体的にバランスの取れた年齢構成になってきている。

令和元年 5 月 1 日現在、86 名の専任教員が在籍しており、教授 64 名、准教授 14 名、講師 1 名、助教 7 名、助手 2 名を配置している。専任教員の年齢構成の割合は、60～69 歳が 40.7%、50～59 歳が 27.9%、40～49 歳が 17.4%、30～39 歳が 11.6%、29 歳以下が 1.2%となっている（根拠資料：大学基礎データ表 5）。

(7)教養教育の運営体制

学部教育における教養教育は、基本教育科目の区分の下に教育課程を編成しており、これらの科目では全学教務委員会の下で、各学部所属の教員が組織的に連携して授業を行っている。

点検・評価項目 24

「教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。」

No.	評価の視点
1	教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備を適切に行っているか。
2	規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

本学では、「教員像・教員組織の方針」を定め、学則、大学院学則、石巻専修大学資格審査規程に基づき教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を行っている（根拠資料：6-2、6-3、6-4）。

(2)規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施

教員の募集は、広く国内外に人材を求める等、人事の活性化を図ってきた。採用・昇任等は、基準及び手続に従い公正かつ適切な方法で行うとともに、その地位の保障にも十分に配慮している。その際、人格、教育研究指導上の能力、教育業績、研究業績、学会や社会における活動実績等に留意して、候補者を選考している。今後、任期付教員を新規採用するにあたっては明確な運用が必要である。

- ①専任教員の採用に当たっては、学部長からの人事要求を学長が取りまとめて、学部長会の議を経て、学校法人の常勤役員会に諮り、採用枠を決定している。その後、教員公募を行い、各学部の資格審査委員会、学部長会及び教授会で協議し、その結果に基づいて学校法人の常勤役員会を経て、理事会において最終的に決定している。なお、本学の大学院は学部を基盤として設置されており、大学院を担当する教員についても学部で人事採用を行うこととしている。
- ②教員の昇格については「石巻専修大学教員資格審査規程」に定めており、まず各学科で昇格候補対象者を決定し、次に各学部の資格審査委員会の資格審査及び協議により昇格候補者として決定し、候補者の昇格の可否を教授会にて協議し、その結果は学部長会を経て、最終的には学校法人の理事会で決定する。
- ③本学では教授、准教授及び講師以外は任期制の教員であるので、助教から准教授へは昇格ではなく、新規採用として取り扱う。また、任期制の教員（特任教員・助教）の任期更新については、規程に基づいて各学部の資格審査委員会の審議結果を踏まえ、教授会で協議し、その結果を学部長会で審議して、最終的には学校法人の理事会で決定する。
- ④学部教員としての昇格及び新規採用を受けて、大学院各研究科で「石巻専修大学大学院研究科教員の資格認定に関する内規」に従って、当該教員の大学院における修士課程及び博士後期課程の担当の可否を協議し、研究科委員会で決定する。

点検・評価項目 25

「ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。」

No.	評価の視点
1	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的に行っているか。
2	教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価を実施し、その結果を教員の資質向上及び教員組織の改善向上に活用しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学のFDは、学則第16条の3の定めに基づき「石巻専修大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、FD委員会の下で全学的な活動を行っている。また、各学部・学科の授業科目については、「学生による授業評価アンケート」をアンケート・集計・考察を3年サイクルで行っていたが、平成29年度前期より年2回継続して実施している。その結果は各教員にフィードバックし、所見票に評価コメントと改善内容を付記し、学外に公開している。また、学生による主体的な学びを実現するために、学生の学修状況を把握し、より深い学びと対話型の授業改善に努めると同時に、教員の資質向上を促す全学での教員セミナーを開催している。こうした授業改善活動を通じて教育の質の向上を図っている（根拠資料：1-1 [Web]、6-5、6-6 [Web]）。

①教員セミナー

全教員を対象にした教員セミナーは、地域連携、大学の現状把握、教授法、社会的に支援が必要な学生への対応等のテーマにより実施している（根拠資料：6-7）。

②授業研究発表会

平成28年度から継続して「授業研究発表会」を実施し、学生による授業評価アンケートにおいて高数値の教員を各学部から1人、計3人選出し、授業における工夫を中心に発表報告を行う機会を設定した。学科だけでなく学部間において、授業方法について議論を交わしている（根拠資料：6-8）。

③大学院のFD懇談会

研究科のFDについては、学生数も少ないことから懇談形式で教育と研究、大学生活に関して、意見・要望等の聴き取りを行っている（根拠資料：6-9）。

(2)教育活動評価の実施及び結果の活用

自己点検・評価運営委員会が中心となり、平成28年度から年度当初に前年度の「教員活動報告書」の提出を各教員に義務づけている。提出された「教員活動報告書」を基に、当該年度の「自己点検・評価報告書（教員活動編）」としてまとめ、平成30年度分からホームページ上で公開している。教員自身による「自己点検・評価」とその結果の公表を基本としており、全教員の活動状況を閲覧することが可能である。

(3)教員の教育活動、研究活動、社会活動等に対する教員の資質向上

教育活動では、FD活動の一環で「学生による授業評価のアンケート」を前期と後期に実施し、所見票を作成して教育活動の資質向上を図っている。研究活動では、個人研究の具体的目標の設定とその達成度評価の報告を求め向上を図っている。社会活動では、石巻地域の持続的発展に資する研究「共創研究センタープロジェクト事業」により、研究を通じた地域貢献活動を推奨している。

(4)教員の教育活動、研究活動、社会活動等に関する教員組織の改善・向上

教育活動では、FD委員会において、「学生による授業評価アンケート」を基に評価の高い教員を選定し、授業研究会の講師を依頼して、授業方法等のスキルの共有を図り、全教員のスキルアップに活用している。また、教員の優れた教育活動に対して教員を表彰し教育活動の活性化を図ることを目的とした「教育活動表彰」を導入した（根拠資料：6-10）。

研究活動では、科学研究費助成事業（科研費）への応募者の増加と採択率の向上を目的とする研究計画調書のレビュー制度を構築している。また、教員の優れた研究活動に対して教員を表彰し教育研究活動の活性化を図ることを目的とした「研究活動表彰」を導入した（根拠資料：6-11）。

社会活動では、大学開放センターと共創研究センターとの連携の下、石巻地域の企業者を対象として本学の研究を紹介する「石巻専修大学研究シェアリング・プログラム」を開催している。

点検・評価項目 26

「教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」

No.	評価の視点
1	教員組織に関して、適切な根拠（資料、情報）に基づき点検・評価を行っているか。
2	教員組織に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)教員組織に関する点検・評価の実施

年度始めの学部長会及び大学院委員会において、大学設置基準に照らし合わせて専任教員数を検証している。その後、5月に各学部・研究科が人事計画書を作成し、それらが6月の法人役員会で承認された後に専任教員の募集を行っている。

(2)教員組織に関する点検・評価結果の活用

「教育活動表彰」は、教育活動の面で顕著な功績のあった教員の顕彰を行うが、新たに導入した制度であったこともあり、平成30年度の該当者はいなかった。また、「研究活動表彰」は、研究活動の面で顕著な功績のあった教員の顕彰を行っており、平成30年度の表彰該当者は9名となった。これらの表彰制度は教員の教育研究活動の奨励とその活性化を目的としている。

2 長所・特色

- ①全学共通科目については、各学部の教務委員長等を構成員とする全学教務委員会で調整を行っている。教員の資質向上に関しては、FD委員会を主管として「学生による授業評価」のアンケートを実施している。
- ②理工学部では、その補充人事に際して、学科の将来構想のもとに専門分野と年齢構成を踏まえて任期付教員も含めて採用を計画している。経営学部では、カリキュラムの体系性や特性等を勘案しながら適切な教員配置を実施するとともに、将来構想のもとに人事計画を立案している。人間学部では、各学科のカリキュラム体系や特性、法令等に応じた教員組織の編成を目指している。

3 問題点

任期付教員の明確な運用を整備する必要があり、各教員の授業科目数の平準化が課題である。

4 全体のまとめ

- ①学部学科の将来構想の下で教員人事計画を策定し、教員の募集、採用にあたっては、広く国内外に人材を求める等、人事の活性化を図っている。また、教員の国際性、男女比等教育研究上の必要性を踏まえた教員構成に配慮しながら教員を配置し、教育と研究の成果を上げていきたい。
- ②教員セミナー、授業研究発表会、学生による授業評価アンケート等のFD活動を実施し、教員の授業改善を促した。今後は教育の質保証に向けての効果的な取り組みが必要である。
- ③各教員の自己点検・評価活動として年間の活動報告書の提出を義務づけ、全教員分を「自己点検・評価報告書（教員活動編）」として取りまとめたものを学内で公開した。なお、平成30年度分からは学内外に公開している。

第7章 学生支援

1 現状説明

点検・評価項目 27

「学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。」

No.	評価の視点
1	大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を適切に明示しているか。

点検・評価項目に対する現状

学生支援に関する方針の明示

本学では、学生を基本に据えた大学づくりを念頭に、全ての学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるように修学支援・生活支援・進路支援からなる「学生支援に関する方針」を平成30年度に自己点検・評価活動の一環で検証と整備を行い、次のように明示した（根拠資料：7-1 [Web]）。

本学は、学生を基本に据えた大学作りに向けて、すべての学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるよう、修学支援・生活支援・進路支援からなる「学生支援に関する方針」を定める。また、障がいのある学生に対して実効性ある学生支援は、段階的に整える。

【修学支援】

- ①教職員一体となって、修学に対する相談・指導及び補習・補充教育の実施に取り組む。
- ②意欲ある学生に学ぶ機会を提供する。
- ③休・退学者の状況を把握し、適切な対応策を講じる。

【生活支援】

- ①学生一人ひとりの人間的成長と自立を促すため、課外活動の支援と正課外プログラムの充実を図る。
- ②相談による支援を充実させるとともに、ハラスメントについては学生の人権尊重を基本に、相談機能を強化し、防止に向けた啓発活動を継続的に実施する。
- ③安全・安心で安定した学生生活の確保に向けて、事件、事故、災害等に遭わないための指導や対策を講じるとともに、家計急変や社会環境の変化等に応じた経済的な支援の充実に努める。

【進路支援】

- ①進路支援室において就職に関する相談や指導、進路ガイダンスの企画・運営を行う。
- ②就職資料室を設け、就職活動時に参考となる資料を閲覧できるようにする。
- ③学生の進路状況の把握や就職に関し、各教員に対し情報の提供・収集を行う。
- ④社会で必要となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、職業観・勤労観を醸成し、生涯を通じた持続的な就業力が身につくように支援する。

点検・評価項目 28-1

「学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。」

No.	評価の視点
1	学生支援体制の適切な整備を行っているか。
2	学生の能力に応じた補習教育、補充教育を行っているか。
3	正課外教育を行っているか。
4	留学生等の多様な学生に対する修学支援を行っているか。
5	障がいのある学生に対する修学支援を行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)学生支援体制の整備

修学支援・生活支援・進路支援の学生支援体制は、「学生支援に関する方針」に従い、個別機関が互いに連携して、実施している。

(2)学生の能力に応じた補習教育、補充教育の実施、正課外教育の実施

修学支援は、学生を基本に据えた大学づくりを念頭に、学生一人ひとりに対する個別指導や少人数単位でのきめ細かな教育と学生指導を心がけてきている。各学部・学科において学生の能力に応じた補習教育、補充教育の他、学生の自主的な学習を促進する支援を行っている。学生が相談しやすいように、学習支援の相談体制の見直しを行い、オフィスアワー型の学習支援の体制を整備している。

また、学期初めにオリエンテーションガイダンスを行い、教務事項や履修計画の方法等を説明している。授業科目の履修に関しては、学生と指導教員（クラス担任、ゼミナール指導教員、学科主任）で、履修相談を行い、学習内容の不足や偏りが生じないように配慮している。研究科においても、シラバスや学位論文の作成・提出に関する留意事項等、履修に関して徹底を図るため、研究科長や事務課職員による履修方法や大学院生活全般の説明、さらに専攻主任による専攻ごとのガイダンスを行っている。

なお、学習環境に関しては、学生の利便性を考慮して学習支援室を図書館1階に開設（利用時間は図書館の開館時間）し、学生の自習や教員による学習支援に自由に利用できるようにしている。

(3)留学生に対する修学支援の実施

本学では、国際交流センター及び事務部において、協定による交換留学生、私費による留学生を受け入れている。日本語能力、経済力、生活習慣等が多様な学生を受け入れるため、留学生の個々の状況に応じて対応している。

(4)多様な学生に対する修学支援の実施

本学の実情に沿った社会的に支援が必要な学生への修学支援については、「障がい学生支援委員会」の下で、関係部署が連携して学生の支援を行っている（根拠資料：7-2）。

点検・評価項目 28-2

「学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。」

No.	評価の視点
1	成績不振の学生の状況把握と指導を行っているか。
2	留年者及び休学者の状況把握と対応を行っているか。
3	退学希望者の状況把握と対応を行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)成績不振の学生の状況把握と指導

成績不振の学生の状況の把握は、教務委員会及び学科主任が GPA の数値や履修状況を基にリストアップし、教員、事務課、学生相談室が相互に連携しながら、学生の状況の把握に努めている。修学支援が必要な学生に対しては、各期ガイダンス中に履修相談を行っている。

(2)留年者及び休学者の状況把握と対応

留年・未卒となった学生に対しては、オリエンテーションガイダンス期間中に、学生相談室のカウンセラーによる大学生活の過ごし方の講話の他、履修計画等について学科主任が面談を行っている。また、休学希望者に対しても、学科主任が面談を行い、休学事由の把握に努めている。

(3)退学希望者の状況把握と対応

退学希望者には、事務課を通して学科教員との面談を行い、事由の状況把握に努めている。

点検・評価項目 28-3

「学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。」

No.	評価の視点
1	奨学金その他の経済的支援の整備を行っているか。
2	学生の相談に応じる体制の整備を行っているか。
3	ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備を行っているか。
4	学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮を行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)奨学金その他の経済的支援の整備

本学の奨学金は、授業料の減免、成績優秀者への奨学金、経済的支援を目的とした制度を設け、学生生活の支援に努めている。また、日本学生支援機構の奨学金をはじめ、地方自治体や様々な民間財団の奨学金に関する情報提供、申請のサポートも行っている（根拠資料：大学基礎データ表7）。

(2)学生の相談に応じる体制の整備

学生からの相談は、保健室、学生相談室及び事務部の関係によって応じている。また、学生相談室

カウンセラー、学生支援担当事務課員、保健室、教員による懇談会を定期的に行い、情報の共有や、学生の現状に即した新たな取り組みを提案し、連携して対応に当たっている。

(3)ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメント防止は、キャンパス・ハラスメント防止委員会が中心に努めている。学期の始めの教授会において、他大学を含めたハラスメント事例を報告している他、全学の教職員を対象とした教職員セミナーを実施して、教職員に対し注意喚起を行っている。また、学生に対しても、ハラスメントの事例及びハラスメントを受けた場合の対処法等についても、周知を図っている（根拠資料：7-3）。

(4)学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

本学では、心身の健康、保健衛生などに係る指導や相談を適切に行うためにカウンセリング等の体制の整備に加え、学生の生活環境に配慮した支援を行っている。

特に、学生部委員会では、①保健室、学生相談室、事務部、教員の連携を深めるための情報交換、②インフルエンザ予防接種の実施や、蚊が媒介する感染症予防策として蚊の発生しにくい環境づくり推進、③東日本大震災ストレスケアマネジメントアンケートの実施とそれに基づくハイリスク学生のケア、④オリエンテーションガイダンスで学生生活全般（盗難、飲酒、ハラスメント、マナー順守、悪徳商法等）にわたる諸注意の喚起、⑤喫煙防止対策の推進、⑥交通安全指導を行っている。

点検・評価項目 28-4

「学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。」

No.	評価の視点
1	学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備を行っているか。
2	進路選択に関わる支援やガイダンスを実施しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)キャリア支援体制の整備

本学のキャリア支援体制については、就職指導委員会を中心に事務課（進路支援担当）の下で、キャリア支援に関する組織体制を整備し、学生の進路支援を実施している。

(2)進路選択に関わる支援・ガイダンスの実施

1年生から4年生の進路確定まで次の支援をしている（根拠資料：7-4）。

- ・1年生に対しては必修科目である「キャリア設計」において、望ましい生き方・働き方、大学生活で実践できる心構えを啓発、指導している。
- ・2年生の「キャリア開発」と3年生の「進路ガイダンス」では、自己分析や業界研究等の講義、資格取得関連講座等の開設、インターンシップの紹介等のいわゆる就活の事前準備を徹底している。インターンシップは54人が体験し10月に体験発表会を開催した。

- ・3年生と4年生に対しては、石巻専修大学合同企業説明会の開催、外部機関主催の合同面接会の情報提供、学内での個別企業説明会を開催して、具体的な進路候補となる団体・企業との接触の場を提供している。また、履歴書やエントリーシートの添削指導、模擬面接等を実施して個別支援を行っている。
- ・4年生に対しては、研究室・ゼミの指導教員においても履歴書やエントリーシートの書き方指導、面接の心構え等の個別指導・進路相談を実施している。

点検・評価項目 28-5

「学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。」

No.	評価の視点
1	学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援を実施しているか。
2	学生の要望に対応した学生支援を適切に実施しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

新入生オリエンテーションセミナーや学生総合ガイダンス（4月実施）において、全学生向けにサークル紹介を行い、サークル活動の活性化を支援している。また、学生の正課外活動の活性化を目的とし、資格の取得やスポーツ、文化・社会活動等で優れた成果を上げた者を対象に石巻専修大学在学学生キャリア支援奨励学生制度を設けている。この奨励金の対象となる資格については、年度ごとに教員からの意見を聴取し、各学部・学科の特徴や魅力を反映した支援となるよう、選考対象や基準の見直しを行っている。

(2)学生の要望に対応した学生支援の実施

学生会でまとめている「大学への要望書」として、学生部委員会で受理した後、学長に提出している。要望書の内容は「授業評価アンケート」の自由記述から寄せられた要望も加え、学長、3学部長、IR推進委員会委員長、学生部長が同席の下、学生会側との意見交換の場を設け、学生会に回答している。

点検・評価項目 29

「学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」

No.	評価の視点
1	学生支援に関して、適切な根拠（資料、情報）に基づき点検・評価を行っているか。
2	学生支援に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)学生支援体制の点検・評価の実施

本学では、学生部と就職指導部が主に学生生活・就職全般に関する支援、全学教務委員会とFD委員会が主に学修全般に関する支援を行っており、年度末に「個別機関自己点検・評価報告書」にて実施状況を取りまとめた後、大学全体としての「自己点検・評価報告書」にて総括し、外部評価委員会の場において、点検・評価を行っている。

(2)点検・評価に基づく改善・向上への取り組み

中長期ビジョンの策定において、学生の学習目標達成を支援するためには、教育研究活動の充実だけではなく、大学として、学生の学習の質を向上させる環境を整備することも必要であることから、本学が目指す環境整備のあり方を示した。学生が心身ともに充実した状態で学習に取り組むことができる環境づくりを行う。環境整備は、物的な環境だけではなく、人的な環境についても整備する。そのため、学生が教員を学習の資源として活用したり、学生生活の悩みを職員に相談したりできる等、教職員と学生の交流を活性化するための取り組みを行う。

2 長所・特色

- ①学生部委員会では、社会的に支援が必要な学生について就学支援を積極的に進めている。学生相談室カウンセラーによるワークショップの開催（新入生の友だちづくりや、3年生の振り返りワークショップ等）では、友だちづくりがうまくできた、不安が解消されて円滑に学生生活をスタートできた、等の感想が寄せられている。また、東日本大震災ストレスケアマネジメントアンケートを震災以降継続して実施しており、震災に起因したストレスを抱える学生以外に、日常的な様々な問題が原因でメンタル面のリスクが高くなっている学生の発見にもつながっている。これらの学生には個別に連絡を取り、対応にあたっている。
- ②就職指導委員会では、平成30年度の就職率98.8%は近年最高であった昨年度より低下したものの、近年では2番目に高く、種々の活動ならびに取り組みが機能していると判断でき、基本的な就職支援体制や行事、内容は次年度も継続する。合同企業説明会等の参加率や参加者の感想等から課題が見られるものについては開催日数や時期、内容等の改善を図りたい。

3 問題点

- ①学習支援室の教員配置が難しいことから、教員が学習支援に係る方策として、教授できる科目及び分野を学生に対して公開した。その成果を検証するとともに、次の対策を検討していきたい。

4 全体のまとめ

社会や学生からの多種多様な要望に対応した学生支援の充実が求められている。本学では、学生部と就職指導部が主に学生生活・就職全般に関する支援を、また、全学教務委員会とFD委員会が主に学修全般に関する支援を行っている。

また、学生の代表である学生会からの要望書、FD委員会の授業評価アンケートの結果について、学長と学生とが対話の場を設けて、改善に努めている。さらに、IR推進委員会が実施している学生生活の調査等から、学生生活における満足度の経年変化を調査検討し、改善の資料として役立たせている。

今後も、学生の声に真摯に耳を傾けながら、学生の大学生生活の充実を図り、退学者や休学者を抑制できるよう、「学生支援に関する方針」に沿った取り組みの具現化を図りたい。

第8章 教育研究等環境

1 現状説明

点検・評価項目 30

「学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。」

No.	評価の視点
1	大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示を行っているか。

点検・評価項目に対する現状

教育研究等環境に関する方針の設定と明示

平成30年度に自己点検・評価活動の一環で検証と整備を行い、建学の精神・理念・目的の実現に必要な「教育研究等環境の整備に関する方針」を次のように明示した（根拠資料：8-1 [Web]）。

また、この方針に沿って、教育研究組織の規模や特性に応じて環境整備を図り、学生が自主的に学習に取り組み、教員が十分に教育研究活動を行えるようにしている。

本学は、建学の精神、大学の理念・目的を実現するため、施設・設備、図書館、情報環境整備、研究からなる「教育研究等環境の整備に関する方針」を定める。

【施設・設備】

- ・学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するために、校地、校舎、施設及び設備の維持管理並びに安全性、利便性及び衛生面を考慮し、効果的な環境整備に努める。

【図書館】

- ①教育、研究及び学修の支援のために、専門書、学術雑誌等の図書資料を広範囲に取り揃える。最新の学術情報を効率よく提供するために、データベース、オンラインジャーナル、電子ブックの充実、利用者への情報提供サービス、学術情報の公開、国内外の教育研究機関との図書館間相互貸借システム（ILL）の整備を行う。
- ②教育、研究及び学修の多様なニーズに応えるために、情報環境、開館時間、座席数及び閲覧エリア等の利用環境を整備する。

【情報環境整備】

- ①ICTを活用した授業の支援及び情報基礎教育の実施のために、教育研究システム等を管理運用する。
- ②教育、研究、学修及び事務業務のために、ネットワーク等の環境基盤整備及び運用体制を整備し、情報の保全及び管理を行う。

【研究環境】

- ①教員の研究機会を保障するため、教員研究室等施設面の整備及び研究費の確保に努める。
- ②特色ある研究活動を積極的かつ効果的に推進するために、研究組織体系とその機能及び研究サポート体制の整備と充実、補助金獲得の支援体制整備等の研究支援環境の強化に努める。

【教育研究支援体制】

- ・教育の充実と研究の質の向上を図るために、諸規則に基づき、教室内外での教育補助者、研究及び実験等の補助者、技術職員及び授業補佐を行う非常勤助手等を配置し、教育研究支援体制の整備を行う。

点検・評価項目 31

「教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。」

No.	評価の視点
1	ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等を整備しているか。
2	施設・設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保を行っているか。
3	バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備を行っているか。
4	学生の自主的な学習を促進するための環境整備を行っているか。
5	教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1) ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等を整備

本学には、学内の全教室の85%と研究室、実験室の全てに無線及び有線のネットワーク環境が整備されており、ネットワークを含む情報教育研究用システムが安定運用されている。5号館には約300台のパソコンを配置するコンピュータ室をはじめ、タブレットPC利用のMMスタジオがある。コンピュータ室は、履修者数の状況により間仕切りパーテーションで教室規模を変更できるため、柔軟な対応ができる形態となっている。情報教育センターが学内の情報通信技術（ICT）環境を定期的に点検・評価し、管理・整備を行っている（根拠資料：8-2 [Web]）。

(2) 施設・設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

建物や付属設備の維持管理は、学内利用者に支障なく利用できるよう、法定点検や定期点検等年間を通して実施している。突発的な故障・破損については安全性や教育研究環境への影響を考慮し、適宜対応している。開学から30年経過している設備が多く、経年劣化や老朽化による故障・破損が起りやすい状態であることから、年次計画に基づき改修工事を行っている。大学の建物のトイレ等は契約業者によって平日毎日清掃が行われ、また定期的に廊下や室内の清掃も実施されており、衛生環境が保たれている。

(3) バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリーへの対応として、一部の校舎では自動ドアやスロープ、車椅子専用トイレ、エレベータを設置し、利用者に配慮した環境を整備している。

(4) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を促進する環境として、自習室としてのコンピュータ室（80名収容）、学生の自習並びに教員が学習支援の目的で利用できるようにした学習支援室を図書館内に設置し、課題やレポート作成等に取り組める環境を提供している。図書館においては、8台のパソコンとラーニング・コモンズを用意し、多くの学生に利用されている。また、各種オンライン情報検索サービスを提供し各種研究や課題への対応に役立っている。

(5)教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

情報倫理の確立に向けて、学生に対しては、各学部共通の基本教育科目「情報社会論」を開講している。SNS 利用時にあたってのガイドラインは策定していない。今後、個人情報の保護やハラスメント防止の観点から、関係する委員会で検討することが必要である。教職員に対しては、教授会や職員研修会等の機会を通じて、個人情報や著作権の保護等とともに、SNS 等を利用した情報発信についても注意喚起がなされている。

点検・評価項目 32

「図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。」

No.	評価の視点
1	図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料を整備しているか。
2	国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークを整備しているか。
3	学術情報へのアクセスに関する対応を行っているか。
4	学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）を整備しているか。
5	図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

雑誌及びオンラインジャーナルに関しては、年度ごとに利用数の極端に少ない雑誌及びオンラインジャーナルを取りやめることも考慮に入れつつ、為替レートの変動をにらみながら、限られた予算内で質的な充実を図るように工夫・努力を続けている。図書資料（オンラインジャーナル等を含む）に使用できる予算は縮小傾向にあるが、効率的な予算執行のための工夫が続けられている。図書の貸出冊数も減少傾向が続いていたが、図書館での企画等が功を奏して平成 30 年度は増加に転じた。本学図書館では、図書館のホームページの機能を完備しており、ホームページから図書館の最新情報を入手でき、文献検索(OPAC システム)を利用できるようにシステムの効率化を図っている（根拠資料：8-3 [Web]）。

(2)国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークを整備

図書館のホームページから学術情報のデータベースが検索でき、オンラインジャーナルの閲覧が可能となっている。国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスも図書館内指定端末で利用可能となっている。また、図書館間相互貸借システム（ILL）に参加しており、他図書館とのネットワークが整備されている。1 年間の論文ダウンロード数は、約 2,000 件で推移しており、ネットワーク環境が整備されているが、費用対効果の面から利用者数の増加の促進が課題であると考えられる。

(3)学術情報へのアクセスに関する対応

図書館のホームページから学術情報を提供している以下のサイトに、アクセスできるように設定している。アクセスは、図書館のホームページに接続し、次に「資料を探す」をクリックして検索することで可能である。

本の所蔵：国立国会図書館サーチ、NII-DBR：学術研究データベース・リポジトリ他 22 件
雑誌論文・記事：CiNii（サイニイ） Articles、J-STAGE、magazineplus、SpringerLink 他 17 件
新聞記事：聞蔵 II（テキスト）、日経テレコン、インターネット版 官報他 4 件
事典・辞書：ジャパンナレッジ Lib、コトバンク、weblio 他 4 件
研究紀要：石巻専修大学研究紀要 9 件
博士論文：6 件

(4)学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

座席数は261席を設置している。大学設置審査基準では大学の「収容定員の10%以上の座席数が設けられることが望ましい」となっており、この基準を充分満たしている。開館時間は、授業期間中は通常、9:00～19:30に設定しており、1時限開始（9:40）前から5時限終了（18:20）後まで利用できるように配慮している。集中講義等授業のある土曜日は通常9:00～15:00に開館している。学生の快適な利用・学習環境の整備として、軽読雑誌コーナーでのペットボトル等の蓋付き限定での飲料利用を許可し、また職員が古英字新聞で作った消しカス入れを配置している。さらに、軽読雑誌の希望アンケートを実施している。

図書館には検索用PCを1階に3台、3階に1台設置しており、さらに2階のラーニング・コモンズ（電子情報と図書館が所蔵する図書資料等様々な情報資源を用いて学習できる場所）にPCを8台設置している。また、貸出し用のノートPCも2台設置している。授業等での図書館の活用を促進を目指したい。

(5)図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置

専門的な知識を有する職員（図書館司書）1名を配置している。職員1名は、対外的には、毎年1回開催される「東北地区大学図書館協議会総会」に参加し、他大学の図書館の状況を把握し、本学図書館に有益な情報の収集に努めている。その他、「東北地区大学図書館協議会合同研修会」や「図書館等職員著作権実務講習会」にも参加している。今後、情報教育研究センターが管理しているLMS（学習管理システム）の活用等で、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有することがさらに必要であり、重要になると考える。

点検・評価項目 33

「教育研究を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。」

No.	評価の視点
1	大学としての研究に対する基本的な考えを明示しているか。
2	研究費を適切に支給しているか。
3	外部資金獲得のための支援を行っているか。
4	研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間保障等を行っているか。
5	ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制を整備しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)研究に対する基本的な考えの明示

大学で行われる個人研究や研究助成を伴う研究プロジェクトの選定の際に、従来、一般的に想定される研究の基本的考えにより評価作業を行ってきたが、平成30年度に自己点検・評価活動の一環で検証と整備を行い、「研究活動に関する基本方針」を次のように明示した（根拠資料：8-4 [Web]）。

本学は、建学の精神に基づき、大学の理念・目的を実現するため、以下のとおり【研究活動に関する基本方針】を定める。

- ①研究は、各教員の専門分野において知識究明、能力向上、自己研鑽、実績積上げのために行われる。
- ②建学の精神に基づき、教員の研究活動の成果は教育活動に生かされ、また、社会に発信、還元することにより、貢献していくことが求められる。
- ③研究活動は、研究倫理に基づきコンプライアンスを重視して行われなければならない。
- ④本学における研究の重要な方向性のひとつとして、「震災復興から地域資源の新結合による産業創出へ」を設定している。

(2)研究費の適切な支給

個人研究や研究助成を伴う研究プロジェクトの選定の際に、共創研究センターや研究助成審査委員会が中心となり、研究費の使用計画を精査しており、不適切な使用が起こらないように指摘を行う等して、支給される研究助成金の監視に努めている。

(3)外部資金獲得のための支援

現在、外部資金獲得のための支援を行っている学内機関はないが、事務職員が外部の研究助成の情報を掲示する等して獲得を促している。平成27から令和元年度までの本学全体での外部資金獲得額（科学研究費補助金、受託研究費、奨学寄附金）の推移をみると、平成28年度までで震災復興関連の受託研究が終了し、その後も外部資金の獲得額の減少傾向が続いている（根拠資料：8-5 [Web]、大学基礎データ表8）。

本学では、科学研究費補助金の獲得を全学的に推し進めるため、セミナー等を開催して外部資金獲得のための働きかけが行われている。学内の研究助成等を足掛かりに外部の競争的研究資金の獲得に向かうことが望まれることから、平成30年度の共創研究センタープロジェクトの一部を科学研究費補助金の申請が不採択となった教員に優先的に割り当てる試みを始めた。さらに、平成31年度の募集の際には予め科研費申請が不採択となった教員向けの予算枠をとり、不採択決定後に研究者単独でも申請できるよう募集要項や条件の変更を行った。

(4)研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間保障

各教員に対して研究室が割り当てられ、必要に応じて実験室も割り当てられて使用されている。研究時間は、授業時間や学内業務を除き各教員の裁量により設定して確保されている。

研究に専念できる制度としては長期、中短期の在外研究員、国内研究員の制度があり、在外研究員に関しては断続的ではあるが利用されてきた。平成27から令和元年度間の在外研究員は長期1名、中・短期1名である。国内研究員は、制度ができて以来、初めて1名の認定が行われ、令和元年9月から1年間実施されている。

(5)教育研究活動を支援する体制の整備

本学生による TA は、大学からの経費で雇用されている。一方、本学生による RA、学外の人材を雇用する RA、いずれも個々の教員が所管する研究費（個人研究費や科研費等の他の競争的資金等）によってその経費が賄われている（根拠資料：8-6、8-7）。

点検・評価項目 34

「研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。」

No.	評価の視点
1	研究倫理を遵守するための規程を整備しているか。
2	コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施しているか。
3	研究倫理に関する学内審査機関の整備を行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)研究倫理を遵守するための規程を整備

「研究活動の不正行為等の防止及び対応に関する規程」により、研究活動の不正行為等の防止及び不正行為等が生じた場合における措置に関し必要な事項を定め、「研究活動等コンプライアンス委員会」を中心に本学の研究倫理の保持向上及び公的研究費の適正な管理に努めている（根拠資料：8-8、8-9 [Web]）。

(2)コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施

教員全員を対象に不正行為防止のための教員セミナーを開催して、関連する規程等の理解と不正行為防止の意識向上を図っている。セミナー受講者には、「誓約書」、「コンプライアンスに係る理解度確認シート」、「研究データの保存状況に関わるアンケート」の提出を義務化している。やむを得ず欠席となった教員は、再度の正行為防止のための説明会の受講あるいはWebによる研究倫理 eラーニングコースを受講してもらっている。また、学生・大学院生に対しては、前期オリエンテーションガイダンスの時に、「研究活動における不正行為の防止に向けて」の資料を配布して、説明を行っている。さらに学部学生に対しては、新年度の各種ガイダンスにおいて不正行為防止に関する資料を配布している。研究活動の一環としてアルバイトに従事させる学生等に対しては、コンプライアンス教育を指導教員が実施し、誓約書を徴収することも義務付けている。

(3)研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学の責任体制及び審査機関については、平成 28 年 4 月に整備・設置し、階層的な責任体制としている。また、共創研究センター及び研究助成審査委員会では、それぞれ所管する研究プロジェクトや研究助成課題（共同研究）について、事前評価・事後評価を行っている。

点検・評価項目 35

「教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」

No.	評価の視点
1	教育研究環境に関して、適切な根拠（資料、情報）に基づき点検・評価を行っているか。
2	教育研究環境に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)教育研究環境の点検・評価

開学から30年余りを経ていることから、老朽化した建物や設備・装置が多く、修繕や更新等の対応が喫緊の課題となっている。そのため、中・長期修繕計画や事業計画に基づき、適宜、建物や施設設備の維持や整備を進めている（根拠資料：8-10）。それぞれの年度で教室及び実験室エアコン改修工事、構内タイル補修工事、学生食堂厨房機器（ガステーブル）更新工事、構内污水管破裂修繕工事等を行い、安全性や快適性等の環境整備に努めてきた。研究面では、教員の研究活動を促進させるために、適切な研究費を支給するとともに、研究室を整備している。FD委員会においては、教育の質的向上を図るために教育活動改善の方策等に関して恒常的に検討を行っている。

(2)点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み

充実した学修環境を維持・提供するため、施設や設備、情報機器等の修繕や保守点検をきめ細かく実施することが求められている。また、「学生による授業評価アンケート」や「学生会からの要望書」に提示された意見は、教育研究環境への改善・向上にむけた方針を作成するにあたっての一助として有効である。今後も、経年劣化や老朽化に対する中・長期修繕計画を基本に、学内施設の安全性や利便性、衛生面等に配慮したバリアフリーや自動ドア、トイレ改修のほか、省エネルギーにつながる高効率の機器・備品の導入を順次進めていく。

2 長所・特色

- ①図書館では、独立したホームページを開設しており、学内外から文献検索、データベース、オンラインジャーナルの利用が可能である。雑誌及びオンラインジャーナルについては、利用状況を考慮して毎年見直しを行い、予算の有効利用を図っている。平成30年度「学生生活に関するアンケート」（IR推進委員会）の結果、「満足グループの満足要因」30項目中、「図書館」は2番目に高く、学生の図書館に対する満足度の高さを示す結果と理解される。
- ②研究活動等コンプライアンス委員会が主催する教員セミナーにおいて、全員参加を徹底し、本学の研究倫理の保持向上及び公的研究費の適正な管理に努めている。

3 問題点

- ①図書資料の予算が、縮小傾向と続いており、とりわけ洋雑誌に関して利用者の全ての要望をかなえられていない。図書館の様々なサービスの有効な利用を増やすべく、利用状況のデータに基づき取舍選択を行い、効率的な予算執行が必要である。

4 全体のまとめ

- ①図書館では、図書費、雑誌費の予算の縮小傾向が続くなか、学術情報サービス機能（データベース検索、オンラインジャーナルの閲覧、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスへの加入等）の維持・発展に努めている。
- ②研究活動の不正行為等の防止及び対応に関する規程を整備し、本学の研究倫理の保持向上及び公的研究費の適正な管理に努めており、セミナー等により周知を図っている。
- ③中・長期修繕計画の下で、老朽化している施設設備の更新を進めている。

第9章 社会連携・社会貢献

1 現状説明

点検・評価項目 36

「大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。」

No.	評価の視点
1	大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているか。

点検・評価項目に対する現状

社会貢献・社会連携に関する方針の明示

本学は、知的資源をもって学外の教育研究機関、企業その他の団体、地域社会等との連携を推進している。さらに、大学が生み出す知識、技術等を社会に有効に還元するシステムを構築し、社会に貢献している。平成30年度に自己点検・評価活動の一環で検証と整備を行い、「社会貢献・社会連携に関する方針」を次のように明示した（根拠資料：9-1 [Web]、9-2 [Web]）。

本学は、建学の精神に基づき、大学の理念・目的を実現するため、以下の通り【社会連携・社会貢献に関する方針】を定める。

- ①本学は、教育研究活動の成果を広く社会に還元し、石巻圏域を中心とした協定自治体等との連携を図りながら地域社会の発展に寄与する。
- ②大学の施設等の物的資源、教職員や学生等の人的資源、教育研究活動によって得られた知識や経験等の知的資源を活用して社会に貢献する。
- ③自治体等との連携活動、公開講座等を含む知の発信及び広報活動、国際交流活動等を行う。
- ④社会連携・社会貢献活動は、学生及び教職員の教育研究活動の向上につながるものとする。

点検・評価項目 37

「社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。」

No.	評価の視点
1	学外組織との適切な連携体制を取っているか。
2	社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進を行っているか。
3	地域交流、国際交流事業への参加を行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)学外組織との適切な連携体制

本学は、大学開放センターが中心となり、地域社会等からのニーズを把握し、共創研究センター、国際交流センター、保育士・教員養成センターの教育研究組織を活用して、社会的要請に对应している。また、地域の行政機関や民間企業、圏域学校及び海外の諸機関その他組織と連携し、学生及び教職員による様々な地域交流、国際交流、学外関係者への研究成果・知識・技術の提供等の推進に努めている。

(2)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

本学では、地域に開かれた大学として、大学開放センター及び共創研究センターを設置している。大学開放センターが地域連携の窓口となって、地域社会のニーズに応え、具体的な地域課題については共創研究センターが大学で生み出す知識、技術等を研究面から解決に当たる等、地域の持続的発展に努め、社会に有効に還元するシステムを構築している。

毎年、センターについて紹介するリーフレットを作成し、その活動の周知に役立てている。また、本学における地域貢献の状況をまとめた「地域貢献ハンドブック」を発刊している（根拠資料：9-3 [Web]）。

新たな試みとして、本学の研究を知ってもらうため「石巻専修大学研究シェアリング・プログラム」を石巻地域産学官グループ交流会の協力を得て開催している。

また、地域に開かれた大学として、高大接続研究、高大産連携、他の地域交流等も積極的に行って社会貢献に努めている。

(3)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進＜大学開放センター＞

大学開放センターでは、本学に蓄積された研究・教育の成果を市民に開放すること、そして産学官体制の推進と地域産業の振興に寄与することを目的として、事業を行っている（根拠資料：9-4 [Web]）。

(4)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進＜共創研究センター＞

共創研究センターでは、「地域連携活動及び教育研究活動を通して、地域の産業及び文化その他の諸領域の課題について、共同研究を推進することにより、地域の持続的発展並びに本学の研究活動の強化及び学際的教育研究分野の開拓に資すること」を目的とし、「石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金」の下でプロジェクト事業（研究プロジェクト・社会還元事業・石巻専修大学と石巻市による地域連携事業）を実施している（根拠資料：9-5 [Web]）。

また、文部科学省「平成28年度私立大学研究ブランディング事業」（タイプA）に選定された『震災復興から地域資源の新結合による産業創出へー草葉起源による内水面養殖業の創出ー』事業（期間：平成28～30年度）を実施した。私立大学研究ブランディング事業の終了を迎え、その後も継続的に研究ブランドを維持するため、以下のロゴを使用することとした（根拠資料：9-6 [Web]）。

〔図2. 石巻専修大学研究ブランドのロゴ〕

社会知性の開発をめざし 地域課題の解決に取り組む  石巻専修大学	
フルバージョン テーマ	社会知性の開発をめざす石巻専修大学は、研究においても地域の発展に貢献できるように『震災復興から地域資源の新結合による産業創出』へ向け、地域課題の解決に取り組んでいます
ショートバージョン テーマ	社会知性の開発をめざし、地域課題の解決に取り組んでいます

(5)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進＜高大接続研究＞

高校生に大学における高度な教育・研究に触れる機会を提供し、高校生の個々の能力・適性の伸長をはかるとともに、大学に対する理解を深めてもらい、大学では地域貢献活動の一環として高校と大学による交流事業を継続的に実施している。また、高大連携協定校の高校生が高大接続研究事業に係る科目を履修・修了することで、大学設置基準に定められた入学前取得単位として扱うものとしている（根拠資料：9-7 [Web]）。

(6)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進＜高大産連携＞

本学では、平成 28 年 4 月から地域を支えていく人材の育成と地域の活性化を目指した「高大産（高校・大学・産業）連携プロジェクト」を推進している。このプロジェクトでは、石巻地域の高校、大学、企業等との連携により、地域の理解を深めながら、各々の強み、特色を最大限に引き出すことに取り組んでおり、教育活動、研究活動や社会貢献活動の枠を超えて正課授業と連動させている。

さらに、高大産連携プロジェクト事業では、「地域の人材育成と活性化」を共通のテーマとして、石巻圏域の高等学校、大学、企業・法人との連携によるプラットフォームを形成し、3 者による協力のもと、圏域の資源に対する理解を深めながら、各々の強みや特色を最大限に引き出す取り組みである。大学の特色だけでなく、地域の特色に繋がる事業への発展も目指している（根拠資料：9-8 [Web]）。

(7)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進＜保育士・教員養成センター＞

保育士・教員養成センターは、教員免許状更新講習の開催、地域の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校と連携し、教育人材育成拠点校・協力校を設置して相互交流及び教育・研究活動を含めた連携推進事業を継続的に実施している。本学学生の教育に関わる業務以外に、社会連携や貢献にあたる事業が行われている。石巻地域唯一の大学として果たすべき役割を認識しつつ、活動している（根拠資料：9-9 [Web]）。

(8)地域交流の推進

①高等教育事業団 圏域高等学校との懇談会

本学の現況や取り組み、圏域高等学校の現状と課題に対して意見交換を行い、相互の理解を深めた。また高大産連携プロジェクトの取り組み状況も報告を行い、継続して連携することとしている。

②石巻専修大学と圏域首長・議長懇談会

地域社会における教育文化の振興及び産学官の連携による圏域の産業の振興や、本学と圏域 3 自治体の地域人材育成を図る方策を検討している。

③石巻圏域保育・教育人材育成推進協議会

石巻圏域の教育機関と教育人材育成拠点校・協力校連携推進事業を通じて、拠点校、協力校による学生の保育・授業参観、インターンシップ、教育実習、学生による拠点校・協力校への教育支援、教員免許状更新講習、不登校支援シンポジウム開催して、石巻圏域の保育・教育の課題について共有を図っている。

④公的機関より委嘱された委員等

本学教員が石巻地域や宮城県等の公的機関より要請を受け、数多く委員として活動している平成 27 年度から平成 29 年度に関わった教員は 54 名、委嘱委員名は 178 種類に及ぶ。

(9)国際交流事業の推進

国際交流センターは、国際交流全般を担う組織として、海外の大学等との交流事業、石巻市や地域の国際交流団体との連携による交流事業、本学留学生の支援等を行っている。平成 27 年度から令和元年度に実施された事業は、継続的に多数実施されている（根拠資料：9-10 [Web]）。

点検・評価項目 38

「社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」

No.	評価の視点
1	社会連携・社会貢献に関して、適切な根拠（資料、情報）に基づき点検・評価を行っているか。
2	社会連携・社会貢献に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)社会連携・社会貢献の点検・評価

社会連携・社会貢献に関わる各機関（大学開放センター、共創研究センター、国際交流センター）で、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつけている。継続的に実施されている事業に加え、社会貢献として取り組んだ「地域における産業振興及び事業の発展成長の支援活動」では、企業支援ワンストップサービスや研究シェアリング・プログラムの実施により、石巻地域における産業振興の支援につながった。国際交流は、地域と連携しながら石巻圏域の外国人と本学学生の交流の機会を設け、学内では協定校との交流によって海外に興味をもつ学生の掘り起しが続けられている。

(2)点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み

- ①大学開放センターでは、本学に蓄積された研究・教育成果を市民に開放することを目的に、開放行事等を実施しており、開放行事の周知方法を工夫・改善する等の取り組みを行っている。また、従来のように経営技術相談を待っているのではなく、コーディネーターが20ヶ所以上の企業や自治体を積極的に訪問し経営技術相談を掘り起こした。今後は共創研究センターをはじめ、石巻地域における企業の活性化、業務支援を目的とする組織とも協力し、具体的な調査計画と支援活動について協議していく。
- ②共創研究センターでは、プロジェクトの研究課題の選定の際に、地域社会との連携や貢献の度合いを評価の1つに取り入れている。また、「石巻専修大学 地域貢献ハンドブック」を発刊して、本学の地域貢献の状況を把握し、点検・評価するための資料としている。
- ③国際交流センターでは、現在のところ、毎年石巻市と連携して国際交流関連の企画を行っているが、この連携が継続できるように、今後も石巻市と協議していく。

2 長所・特色

- ①大学開放センターでは、市民に開かれた大学づくりのために行っている開放講座は、平成2年から継続的に毎年実施されてきた本学を代表する社会貢献事業である。また、産学連携事業として、地域の企業に出向いたり、地域企業からの技術相談を受けたりと、地域に密着した活動ができている。
- ②共創研究センターでは、プロジェクトの研究課題の多くは、石巻地域に貢献しうる研究や事業であり、特に社会還元事業や石巻専修大学と石巻市による地域連携事業については、直接的に地域の教育や市民サービスの向上に資する事業である。
- ③国際交流センターでは、主な活動は留学の派遣・受入れに留まっていたが、石巻市との連携を実施したことによって、本学の学生と石巻在住の外国人住民との交流を深めることができている。さらに、留学生の増加を受けて、留学生と一般学生、あるいは地域の住民や外国人との交流も行われ始めている。海外の協定校との交流も少しずつ成果を上げている。

3 問題点

- ①大学開放センターが大学の経営戦略上、社会連携や社会貢献の取りまとめとなっているが、集約しきれない企画や行事が数多い。
- ②現在、共創研究センターの事業経費は石巻市からの補助金に依存している。このため、目の前にある地域の課題を解決する事業も重要ではあるが、発展性あるいは波及効果のある事業を実施していくことが必要である。

4 全体のまとめ

- ①大学開放センターは、各教員の積極的な貢献を引き出し、地域社会との関係を推進している。
- ②共創研究センターは、石巻市との地域連携事業助成金の下でプロジェクト事業を実施している。研究テーマによっては、地域企業と大学の研究者が協力して研究を遂行して外部の研究費の獲得につなげ、さらに事業を発展させて企業が利益を生み出せるようにして、それが社会還元されるようにすることが理想である。
- ③国際交流センターは、米国ランドルフ・メーコン大学との国際交流事業、協定校との交換留学の派遣と受入れ、シアトルパシフィック大学での海外語学研修プログラム、さらには石巻市との連携企画を実施している。
- ④石巻専修大学地域貢献ハンドブックを作成し、本学の社会連携・社会貢献事業を発信している。
- ⑤石巻圏域の高等学校、企業・団体及び本学の3者間において「地域の人材育成と活性化」をテーマとしたプロジェクトを実施している。

第10章 大学運営・財務

1 節 大学運営

1 現状説明

点検・評価項目 39

「大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。」

No.	評価の視点
1	大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を明示しているか。
2	学内構成員に対する大学運営に関する方針を周知しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営方針を明示

大学の建学の精神・理念・目的及び教育目標を踏まえ、「学生を基本に据えた大学づくり」を大学運営の基本理念に掲げている。本学は、平成28年度から令和2年度までの5年間、「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針に捉え、7つの事業領域（「教育」、「研究」、「学生支援」、「グローバル」、「入試」、「社会連携」及び「経営・財務」）を中心に達成目標を設定し、「事業計画・事業報告書」として事業実績の検証・改善を行っている。また、自己点検・評価活動及び内部質保証の取り組みに係る基本方針について、平成30年度に自己点検・評価活動の一環で検証と整備を行い、「大学運営に関する方針」を次のように明示した。

1 管理運営

(1)基本方針

大学の理念・目的を施策に具体化し、確実・迅速に実現しうる実行力のある管理運営体制を整備する。

(2)教学組織

- ①教育研究の充実及び推進のため、迅速で公正さをそなわない手続きの下、管理運営を行う。
- ②学長のリーダーシップの下、意思決定プロセスを継続的に見直し、ガバナンス改革を推進する。
- ③教育研究を円滑に支えるため、教職員が意欲をもって遂行できる業務プロセスを、効率化と付加価値向上の観点から整えることに努める。

2 財務

- ①教育研究を支える財務的基盤をより強固なものとするために、戦略的にメリハリを付けた大学予算の編成を行うとともに、効率化と付加価値向上の観点から予算管理及び予算執行を行う。
- ②大学の諸部署における活動努力を適正に促進するために、コスト構造を把握し、改善に努める。

(2)大学運営に関する方針の周知

「事業計画・事業報告書」は、策定にあたり学内構成員に情報を開示しながら対応し、策定後ホームページに掲載している。「大学運営に関する方針」は、学部長会・大学院委員会で確定後、教授会及び研究科委員会で報告し、周知している（根拠資料：10-1 [Web]、10-2 [Web]）。

点検・評価項目 40

「方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。」

No.	評価の視点
1	学長の選任方法と権限を明示しているか。
2	役職者の選任方法と権限を明示しているか。
3	学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備は適切であるか。
4	教授会の役割を明確化しているか。
5	学長による意思決定と教授会の役割との関係は明確化しているか。
6	教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任は明確化しているか。
7	学生、教職員からの意見への対応は適切であるか。
8	適切な危機管理対策を実施しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)学長の選任方法と権限を明示

学校法人専修大学寄附行為、学則等に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会・研究科委員会等の組織を設けている。これらの権限等については、関連する規程等において明示、周知し、それに基づいた適切な大学運営を行っている。

学長の選任は、「石巻専修大学学長専任に関する規程」による。権限執行等は、関係法令及び学則第39条等に基づき、「学長は、大学を代表し、校務を掌り、職員を統督する。」と規定し、適切かつ公正に行われている。また、本学の内部質保証の方針に基づく、自己点検・評価活動に関して、全ての権限及び責任を有することと規定している（根拠資料：10-3）。

(2)役職者の選任方法と権限を明示

学部長、研究科長をはじめとした役職者の選任、権限執行等は、関係法令及び学則等に基づき、明文文化された規程に従って適切かつ公正に行われている。学部長候補者の選考は、各学部の専任の教授のうちから学部教授会の構成員が選挙により行う。教授会から推薦された学部長候補者は、理事会の了承を得て学長が任命する。学部長は学部の代表、研究科長は研究科の代表として、各々の管理運営の任務にあたる（根拠資料：10-4、10-5）。

(3)学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

大学のガバナンス改革に関する学校教育法の改正に応じて、平成27年度以降順次、学長の権限強化に向けた規程の見直しを進め、継続的に体制整備に努めている。また、教学マネジメントの推進を図るため、学長の下に合同委員会を置いている。同委員会で審議した事項は、学部長会や大学院委員会の議を経て、学長が決定する（根拠資料：2-1、10-6、10-7）。

(4)教授会の役割を明確化

教授会は、学則42条から45条及び教授会規程により定め、学長が教育研究に関する決定を行うにあたり、意見を述べることになっている。（根拠資料：1-2、1-3、10-8、10-9、10-10、10-11）。

(5)学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

学則第 39 条に「学長は、大学を代表し、校務を掌り、職員を統督する。」と規定し、校務について決定権を有していることを明確化している。また、教学マネジメントの推進を図るため、学長の下に合同委員会を置き、審議事項については、学部長会や大学院委員会の議を経て、学長が決定することとしている。学則第 44 条に教授会は、「学長が教育研究に関する決定を行うにあたり、審議し、意見を述べるものとする。」とされており、その役割との関係性を明確化している。

(6)教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限・責任の明確化

理事会は、最高の意思決定機関であり、業務の適正な運営を図るため、常勤役員会が定例会として月 2 回開催している。教学組織との関係においては、教学側で決定された事項のうち、学則、組織、人事に関する事項については、常勤役員会、理事会で審議され決定している。常勤役員会、理事会には学長が構成員となり、評議員会には学長に加えて 3 学部長と事務部長も構成員となっている。法人の常勤理事のうち 1 名が本学の担当となっている（根拠資料：10-12 [Web]）。

(7)学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見や要望については、学生会が主体となり要望書として、学長に提出される。多岐にわたる内容を踏まえ関係機関で確認し取りまとめ、学生会に回答している。要望内容は、大学運営の改善に反映される。平成30年度は、合同委員会主催の「学生代表と学長との懇談会（平成31年 2 月 12 日）」を設け、「対話の場（意見交換）」の機会を設けた。教職員からの意見については、教授会、研究科委員会を通じて、学長に提案できる環境を整備している。

(8)危機管理対策の実施

危機管理対策として、石巻専修大学防災業務計画により、防災管理の基本計画を定めている。関連して、緊急時における対応として危機管理マニュアルを整備している。有事における防災訓練の一環として、初期安全行動訓練や避難訓練を全教職員及び学生を対象に実施している。平成 30 年度は、5 回、令和元年度は 10 回行った（根拠資料：10-13、10-14）。

現在、緊急事態を学生教職員全員に通知できる一斉メール配信システムが整備されている。

人権侵害に係る個人情報漏洩やキャンパス・ハラスメントについては、係る規程に基づき適宜対応している。個人情報保護の認識向上に向けた施策の一助として、「個人情報保護に関するチェックシート」を全教職員対象に実施した。キャンパス・ハラスメント防止に向けた施策として、令和元年の 6 月と 12 月に教職員セミナーを開催。併せて、ハラスメント理解促進のためのリーフレット（教職員向け）を作成している（根拠資料：7-3、10-15）。

点検・評価項目 41

「予算編成及び予算執行を適切に行っているか。」

No.	評価の視点
1	予算執行プロセスの明確性及び透明性を図っているか。
2	予算執行に伴う効果を分析し、検証する仕組みを設定しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)予算執行プロセスの明確性及び透明性

予算の編成及び執行の手続きは、「学校法人専修大学予算統制規則」により、学校別に区分し、事務分掌上の部課をそれぞれ予算単位、その所管長を予算責任者として、予算要求書の作成及び配分された予算を執行している。査定金額については予算折衝会議にて調整を行い、常勤役員会、理事会及び評議員会を経て予算が決定される。予算の執行は、各担当所管から業務目的や勘定科目に従い申請書が提出され、承認決裁後になされる。12月には予算の補正が行われ、適切に予算を執行している（根拠資料：10-16）。

(2)予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定

毎年5月に法人監査会を実施し、監事全員及び理事長・常勤理事・関係所管責任者が一同に会し、当該年度の事業報告、財政報告等を聴取し、監査の総括（報告）及び監査意見等を述べ、次年度へ向けての意見交換を行っている。

監査報告書は、毎会計年度決算審査時に、理事会、評議員会に提出し、監事から監査報告をし、必要に応じて監査意見を述べている。また、外部監査人（公認会計士）については毎年6月に審査会を実施し、理事長・理事・監事および関係所管責任者に対し、監査の結果を報告し、同時に理事会（理事長）に対し、文書による監査報告書が提出されている。さらに、監査室は、理事長に対して監査結果の報告をその都度行っている。

点検・評価項目 42

「法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。」

No.	評価の視点
1	職員の採用及び昇格に関する諸規程を整備しているか。また、適切に運用しているか。
2	業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制を整備しているか。
3	教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）を図っているか。
4	人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善を行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)職員の採用及び昇格に関する諸規程を整備・適切運用

職員の採用は、石巻専修大学職員就業規則による。新規学卒者の採用は控えているが、幅広い業務内容と業務量を踏まえて、即戦力となる企業経験者を常勤嘱託職員として採用し、うち専門的知識を兼ね備えた者を、常勤役員会の承認を得て採用している（根拠資料：10-17）。

昇格に関しては、職員の配置における人事施策上の資料として使用することを目的としている「自己申告制度」により、提出された自己申告書を昇格人事の資料として活用し、業務の円滑化を図るともに行っている。また、「目標管理制度」においても、組織目標の達成に向けて職員一人ひとりが個人目標を設定し、具体的に目標達成に取り組む姿勢も参考にしている。

(2)業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制を整備

本学では、円滑な運営を図ることを目的に、学校法人専修大学事務組織規則に事務組織に関する基本事項を定めている。また、同規則7条の規定に基づき、学校法人専修大学事務分掌規程を定め、事務組織の事務分掌について、必要事項を定めている。大学の教育研究活動の趣旨や目的、学生に対する支援に深い理解を有する職員を配置するとともに、専門的な知識及び技能を有する職員の育成や配置等を行っている。職員が積極的に企画立案を行い、大学運営において主体的な役割を担えるように情報共有可能な環境を整備している。

法人・大学の運営に関する業務は、法人内に石巻専修大学東京事務所が設置されており、事務所を通じて法人との連携を図っている（根拠資料：10-18、10-19）。

(3)教員と職員の連携関係（教職協働）

学長を中心とする教学マネジメントに資するため、学部長会、大学院委員会や合同委員会をはじめ各種委員会を置き、教職協働による議論を展開している。また、教学運営に係わる各種委員会等には事務職員が構成員として参画し、連携協力している。

教育研究活動の支援を担う事務組織は、1部1課制からなり総務担当、入試・広報担当、学務担当、学生支援・進路支援担当の4担当で組織している。その他、高大産連携、地域との交流を促進する石巻地域連携協力推進会議、石巻地域高等教育事業団、圏域高等学校との懇談会、付属高校との高大連携連絡協議会、等にも事務組織が関わっている。

(4)職員の適正な業務評価と処遇改善

平成26年度から試行導入していた「自己申告制度」への理解が深まったことを機会に、令和元年度より正式導入した。この制度は、各自の職務遂行にあたって日頃思っていることや感じていることを率直に申告し、上司と部下のコミュニケーションを促進するとともに、人事施策上の参考資料としている。また、人材育成に主眼をおいた目標管理制度に関する説明が平成30年度末に行われ、翌年度から導入された（根拠資料：10-20）。

点検・評価項目 43

「大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。」

No.	評価の視点
1	大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）を組織的に実施しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)スタッフ・ディベロップメント（SD）を組織的に実施：教職員研修

適切かつ効果的な大学運営を実現するために、学則第39条の2の定めにより、組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）活動を通じて、教員及び職員の大学運営に必要な資質の向上を図っている。研修内容により、IR情報を活用したセミナーや教学関係の委員会主催のセミナーのほか、FD委員会主催の教員セミナーに関連業務の担当職員に出席の機会を設ける等の展開を行っている。実施した主なセミナーは、以下の通り（根拠資料：10-21）。

- ・「平成30年度私立大学等経常費補助金説明会（文部科学省補助金）」：補助金の概要を合同委員会で報告し、大学教育の政策見直しや改革の動向等についての情報共有を図った。（平成30年6月26日）
- ・「学生生活アンケートと他大学視察」（平成30年11月29日）：本学学生生活の実態や課題抽出を行うとともに、他大学視察（IR推進委員会主催）を通して、教育改革の取り組み事例を通じて大学運営や教育の質保証等についての知見を深めた。
- ・「内部質保証システムに関するセミナー」（令和元年6月6日・20日）
- ・「キャンパス・ハラスメント防止に関するセミナー」（令和元年6月20日、同年12月12日）
- ・「学生生活に関するアンケート」（令和元年11月21日）
- ・「原子力災害時における避難計画に関するセミナー」（令和2年2月12日）

(2)スタッフ・ディベロップメント（SD）を組織的に実施：職員研修

大学環境の変化に適応し、職員自らの資質向上や資格取得に向けた通信教育講座の開講や日本私立大学連盟等の他機関主催研修の周知及び参加促進を行っている。また、学務、入試、進路等の担当においては、課題共有を目的とした他大学との連絡会に参加し、業務改善に寄与させるとともに担当者の専門性を高めている。この他、常勤役員会で承認された「職員研修日程」に基づき、フォローアップ研修やブラッシュアップ研修等、階層別研修を実施している。

平成26年度より、外部講師による組織的な職員研修を平成29年度までの4年間にわたり行った。研修テーマは、「課題解決策立案研修」、「ビジョン構築力向上研修」、「意識改革と能力開発」、「業務生産性を高めるタイムマネジメント研修」等である。また、組織目標及び個人目標を掲げて、目標達成を実現することを目的に「目標管理制度」研修を行い、今年度より導入した。

点検・評価項目 44

「大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」

No.	評価の視点
1	大学運営に関して、適切な根拠（資料、情報）に基づき点検・評価を行っているか。
2	監査プロセスは適切であるか。
3	大学運営に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)大学運営に関する点検・評価の実施

平成28年度より、専修大学創立140年・石巻専修大学創立30年を迎える向こう5年間は、「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針に据え、従来の大学運営点検・評価結果に基づき、7つの事業領域を中心に強化を進めることとし、年度当初には「基本計画」を、年度の終了時には「事業報告書」を作成して本学ホームページ及びニュース専修等にて公表している（根拠資料：10-1 [Web]、10-2 [Web]）。

(2)監査プロセス

監査室による監査2回（期中・期末）、常勤監事の監査2回（期中・期末）、公認会計士の監査2回の年間計6回の監査を実施しており、業務及び予算執行状況等への指摘事項を受けて、その都度適

切に対応を行っている。なお、財務情報（予算・決算、監査報告書、財務状況等）については、ホームページの情報公開において公表している（根拠資料：10-22 [Web]、10-23）。

(3)大学運営に関する点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み

法人本部をはじめとする石巻専修大学の円滑な運営を行うため、法人には理事会、常勤役員会、評議員会がある。本学の諸活動に際しての計画は、学校法人専修大学で作成している事業計画書に反映され、それらの活動結果を学校法人専修大学事業報告書として理事会及び評議員会に諮ることによって定期的に検証し、改善・向上に取り組んでいる（根拠資料：10-1 [Web]、10-2 [Web]、10-24 [Web]、10-25）。

2 節 財務

1 現状説明

点検・評価項目 45

「教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。」

No.	評価の視点
1	大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画を策定しているか。
2	財務関係比率に関する指標又は目標を設定しているか。

点検・評価項目に対する現状

(1)中・長期財政計画を策定

長期的に安定した財政的基盤を擁立するためには、入学生の安定的な確保と綿密な資金計画の策定が必要である。そのため本学単独の収支の状況を把握するとともに、法人全体（専修大学、石巻専修大学）の財政がどのような状況であるかを把握しておくことが重要である。

本法人では、毎年度5か年の財務予測（資金収支予測・事業活動収支予測）を作成し、理事会・評議員会に公表し、本学では教職員への説明会を開催し、財政状況について理解を求めている。この財政予測は、新入生の学費検討の重要な資料となるもので法人全体及び大学ごとに作成している。毎年度の人事計画、教育研究計画に基づく施設設備整備計画及び資金計画など最新の要因を盛り込んで財政予測を立てている。

予算の編成に関しては、「事業計画の推進と専修大学創立150年を見据えた健全財政確保の両立」を目標に「教育・研究環境の質的向上を図る上で、適正な予算編成を実施する。」を第一の基本方針に掲げ、健全財政の確保に繋げている（根拠資料：10-26）。

(2)財務関係比率に関する指標又は目標の設定

財務資料を基に「主要財務比率の推移」を作成し、収容定員の充足により本学単独での事業活動収支差額比率をプラスにすることを目標にしている。また、専任教職員を対象に財務状況説明会を開催して、協力依頼と理解を求めている（根拠資料：10-27 [Web]、10-28 [Web]）。

点検・評価項目 46

「教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。」

No.	評価の視点
1	大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）を確立しているか。
2	教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みを整えているか。
3	外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等は適切であるか。

点検・評価項目に対する現状

(1)将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤の確立

毎年、予算編成の基本方針に基づき予算案を立案している。財政基盤を安定的に維持するためには、収容定員を充足させる必要があり、魅力ある大学づくりとして経営学部2学科制、理工学部2教育課程の再編を検討している。また、大学改革総合支援事業を含む外部資金の獲得、教育研究施設等の充実を目的に創立30周年記念事業等の募金活動、その他経常経費の抑制や削減に努めている。

(2)教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

財務は、中・長期の財政計画及び単年度の予算編成計画に基づいて運営している。教育研究活動を安定して遂行できるように取り組み、単年度の各種事業計画を精査し、予算申請を行い、予算決定とともに執行している。また、補助金事業を含む外部資金の獲得、教育研究の充実等を目的とした寄付金の募集、その他経常経費に対する抑制や削減を行っている（根拠資料：大学基礎データ表9・表10・表11）。

(3)外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用

平成28年度に私立大学研究ブランディング事業に採択された実績を踏まえ、地域に密着した継続的な教育研究活動や産学官連携事業の推進を進めることで、多様な外部資金を確保している。さらに、本学の多彩な研究により、科学研究費補助金、奨学寄附金、受託研究の資金を恒常的に得ている。また、本学創立30周年を迎え、教育研究の充実等に充てた寄付金の募集を強化している（根拠資料：大学基礎データ表8）。

2 長所・特色

1 節 大学運営

大学の建学の精神・理念・目的及び教育目標を踏まえて「学生を基本に据えた大学づくり」を大学運営の基本理念に掲げ、「大学運営に関する方針」を定めるとともに、7つの事業領域（「教育」、「研究」、「学生支援」、「グローバル」、「入試」、「社会連携」、「経営・財務」）を中心に具体的な施策を推進している。

2 節 財務

毎年度5か年の財務予測（資金収支予測・事業活動収支予測）を法人全体及び大学ごとに作成し、その上で「学生を基本に据えた大学づくり」を具現化するため、年度ごとの事業計画に具体的な施策を盛り込み、その計画に基づいて予算編成・予算執行を行っていることから、安定した教育研究活動の遂行ができている。また、三様監査（監事監査、監査室監査、公認会計士監査）を定期的（年間各2回）に実施することにより、法人業務及び予算執行の透明性も確保している。

3 問題点

1 節 大学運営

本学が定めている「大学運営に関する方針」に、基本方針として、大学の理念・目的を施策に具現化し、確実・迅速に実現しうる実行力のある管理運営体制を整備することを掲げている。具体的には、教育研究の充実及び推進のため迅速・公正さをもった手続きのもとで行うこと、学長のリーダーシップの下で意思決定プロセスを継続的に見直しガバナンス改革を推進すること、教育研究を円滑に支えるため教職員が意欲をもって遂行できる業務プロセスを効率化と付加価値向上の観点から整えることに努めることとしている。これらの方針に沿って大学運営を行うためには、業務の多様化・専門化にも対応できる職員のさらなる資質向上が重要である。

2 節 財務

長期的に安定した財政的基盤を擁立するためには、入学生の安定的な確保と綿密な資金計画の策定が必要となる。本学は、ここ数年、入学定員に対する充足率が上昇傾向にあるが、現時点では定員充足には至っていない。収入の大半が学生からの納付金によるため、本学単体でみると収支均衡になっていない。学生確保に向けた施策を強化するとともに、退学者や休学者の抑制を図ることも重要である。

4 全体のまとめ

1 節 大学運営

大学運営は、理念や目的、中・長期計画等の実現に向けた方針を策定し、学内教職員に周知の上、適宜展開していくこととなる。そのために、関係法令や学内規程、意思決定過程等に基づき、適切かつ公正に取り組んでいる。また、適切な財政計画を踏まえて策定された予算編成により、予算執行を行っている。教育研究機関である大学では円滑な運営を行うためには、教員と職員が協働していくことが重要となっている。そのためにSD活動を通じて教職員の資質向上を図る機会を設定している。職員においては、担当業務における深い理解のほか、積極性や企画力等が発揮できるよう育成している。適切な大学運営を担保するために、本学の「大学運営に関する方針」を基に管理運営を行うとともに、三様監査（監事監査、監査室監査、公認会計士監査）による意見等を改善・向上に結びつけていくよう取り組んでいる。

2節 財務

教育研究活動を安定して遂行するためには、中・長期の財政計画の策定を踏まえて、必要かつ十分な財務基盤を確保し、効果的な予算配分を行って運営することが重要である。今後は、安定した入学定員の確保の他、授業料収入以外の財源確保を図るための体制整備がますます重要となる。

教職員対象とした財政状況説明会では、財務状況の把握のみにとどまらず、適切な予算管理執行や経費節減、外部資金調達に向けた対応等についても協力の要請を行っている。

おわりに

第1章 理念・目的

建学の精神である「社会に対する報恩奉仕」と21世紀ビジョンである「社会知性の開発」の理念の下、「中長期ビジョン（第1期：2020～2024年度）」を策定した。今後、ビジョンを達成するための計画を策定し、管理することにより実現化を進めていく。

第2章 内部質保証

教育研究の質の保証と学生の学習成果の向上を図るため、「石巻専修大学における内部質保証の方針」に基づき、合同委員会を内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織と位置づけ、全学的なPDCAサイクルを適切に機能させ、内部質保証システムの維持・向上を図る。特に教育研究の基本方針であるDP、CP、APについては、ASPを基に学修成果の評価と関連づけながら全般にわたる検証を行い、改善を図る予定である。また、IR情報として「学生の学修成果に関する情報（学修時間・学修実態、授業評価結果、学修成果、資格取得等実績、就職等進路にかかる実績及び卒業生に対する調査結果）」をまとめ、順次、大学ホームページで公開する。

第3章 教育研究組織

教育研究組織は3学部7学科、2研究科に加え、8センターと図書館及び学生指導機関を設置している。これらの教育研究組織は、その適切性を担保するために毎年定期的に点検・評価活動を行い、その結果を「合同委員会」へ報告し、全学的な連携を図っている。

第4章 教育課程・学習成果

学生が体系的な履修を行うための参考となるように、カリキュラム・マップの他に科目ナンバリングを提示し、各科目に分野、水準、学修の順序を付した。令和元年にはこれら新カリキュラム及び関連する取り組みについて、学生の評価アンケート、学生や教職員からのヒアリング等を用いて点検・評価した。また、学部と研究科ともに学修成果の測定法は、現在、直接評価について検討中であるが、間接的評価として卒業生を対象にした「学位授与の方針の達成度に関わるアンケート」、平成31年3月の卒業生を対象に「卒業時アンケート」を実施した。

大学の建学の精神・理念・目的や輩出したい人物像を考慮した学位授与方針を定め、それらの方針の下で教育課程を編成している。今後、効果的な教育を行うためシラバスの内容を充実させ、学生の主体的な学習を活性化する方策を図る。

第5章 学生の受け入れ

本学では、令和元年度に学士力〔1 知識・理解、2 汎用的技能、3 態度・志向性、4 総合的な学習経験と創造的思考力〕に対応させたDP、CPの見直しを行い、これらを踏まえたAPを策定し、令和3年度入試選抜には各入試制度において具体的関連性も明示した。また、入学定員充足率、収容定員充足率ともに低い状態にあるので改善しなければならない。

第6章 教員・教員組織

本学の教員には、大学として求める「教員像・教員組織の方針」に従い、教育目標を十分に理解した上で教育研究活動と大学運営及び社会貢献活動に携わることを求めている。今後も、全学的なFD活動や自己点検・評価報告書（教員活動編）等の取り組みによって、教員の資質向上及び教員組織の改善を行う。

第7章 学生支援

学生を基本に据えた大学づくりのために「学生支援に関する方針」に従い学生支援体制を強固にし、学生部委員会及び就職指導委員会を中心に修学支援、生活支援、進路支援等の学生支援を行い、学習支援に関しては、全学教務委員会とFD委員会が中心となって取り組む。

第8章 教育研究等環境

「教育研究等環境の整備に関する方針」の定めに沿って、教育研究組織の環境整備を図り、学生が自主的に学習に取り組み教員が十分に教育研究活動を展開できるように努める。また、図書館では学生の学習に配慮した利用環境を整備しながら、学術情報サービス機能の維持発展に努める。

第9章 社会連携・社会貢献

「社会貢献・社会連携に関する方針」を定め、この方針に沿って地域社会等からのニーズに合わせた社会貢献を実施している。また、石巻圏域の高等学校、企業・団体及び本学の3者間において「地域の人材育成と活性化」をテーマとしたプロジェクトを実施している。

第10章 大学運営・財務

「学生を基本に据えた大学づくり」を大学運営の基本理念に掲げ、「大学運営に関する方針」を定めるとともに、具体的な施策を推進する。また、効果的な大学運営を行うため、全学的なスタッフ・ディベロップメント活動を展開し、教職員の資質の向上を図っている。

まとめ

本学は、自己点検・評価活動のPDCAサイクルを運用することで、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組んできた。特に、令和元年度には、内部質保証の観点から「学修成果を可視化させるDP・CP・AP」の検討を行い、DPを根底にした本学の中長期ビジョンを策定した。今後、「中長期ビジョン（第1期：2020～2024年度）」の達成に向け、教育研究等の総合的な状況について、組織的かつ定期的な自己点検・評価を行いながら、その結果を改善及び改革につなげていきたい。